

高萩市

- | | |
|-----|---------|
| 第3期 | 障害者計画 |
| 第6期 | 障害福祉計画 |
| 第2期 | 障害児福祉計画 |

令和3年3月

高萩市

はじめに

平成 18 年 12 月 13 日、障害者の権利を実現するために国がすべきことを決めた「障害者権利条約」が国連で採択されました。日本は平成 19 年にこの条約に署名、平成 26 年に批准し、平成 30 年には条約との整合性を持つ第 4 次障害者基本計画を策定するなど、障がい者に係る法律・制度の改正を進めております。この計画においては、障害者基本法における「共生社会の実現」という考え方の下、国民誰もが相互に人格と個性を尊重しあう共生社会を目指していくことが方針として掲げられております。



本市におきましては、平成 27 年 3 月に第 2 期高萩市障害者計画、平成 30 年 3 月に第 5 期障害福祉計画、第 1 期障害児福祉計画を策定し、障がいの有無にかかわらず共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障がいがある方の社会復帰や社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念のもと、地域・企業・行政が協働しながら、障害福祉施策の充実に努めてまいりました。

今般、これらの計画を見直し、障害者基本法にも謳われている「地域共生社会の実現」を新たな基本理念とした本計画を策定いたしました。今後も、市民の皆様とともに、本計画に基づき障害福祉施策の充実を推進し、本市に関わる全ての人々が安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本市の障害福祉関係の職務に日々従事されている皆様方に敬意を表するとともに、本計画の策定にご尽力いただきました高萩市地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

高萩市長

大部 勝規

あいさつ

令和3年度を初年度とする第3期高萩市障害者計画、第6期高萩市障害福祉計画、第2期高萩市障害児福祉計画の策定にあたり、市内の障がいのある方、一般の方々にアンケート調査をお願いし、ご協力を賜りました。誠にありがとうございました。

これらの計画策定のため、本年度新たな策定委員を加え、会議を開催する予定でした。しかし、新型コロナウイルス感染症感染防止等のため、会議が開催できず、書面によりご意見をいただいたり、パブリックコメントを実施したりすることにより、計画をまとめることができました。

平成26年に我が国の障がい者に対する大きな動きである障害者権利条約が批准されたのを契機に、国内において数々の法整備が行われました。法の目的を達成するために、国、県、市町村においては障がい者に関する計画が作成され、施策を推進しております。

障がい者に対する福祉サービスも年々増加しており、高萩市においても事業所が増え、利用者は自分に合った事業所を選択できるようになりました。事業所は選択される側として、利用者の安全、安心を確保し、ニーズを的確に捉えて、よりよいサービスを提供されるよう期待しております。

当策定委員会としましては、計画の評価、見直し等において重要な役割を担うと同時に、障がいのある方もない方も誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指して、さまざまな課題を改善、解決するための協議を重ねてまいります。

市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

高萩市地域自立支援協議会会長 **豊田 守**

【目次】

【計画策定の概要】

第1章 計画の概要	1
1 計画の背景	1
2 計画の策定に伴う改正等のポイント	1
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象	4
5 計画の期間	4
6 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	5
7 計画の策定	5
第2章 高萩市の障がいのある人の取り巻く状況	6
1 人口の推移	6
2 障がいのある人の状況	7
3 アンケート調査結果	10

【第3期高萩市障害者計画】

第1章 高萩市障害者計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	33
2 基本的視点	33
3 基本目標	34
4 施策の体系	35
第2章 施策の実施と方向性	36
基本目標1 思いやりとコミュニケーションの推進【啓発・広報】	36
1 啓発・広報活動の推進	36
2 情報のバリアフリー化	38
3 ボランティア活動の推進	39
4 福祉教育の推進	40
基本目標2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止【権利擁護】	41
1 権利擁護の推進	41
2 障がい者の虐待防止	41
基本目標3 一人ひとりにふさわしい教育環境の推進【教育・育成】	43
1 早期教育の充実	43
2 特別支援教育の推進	44
3 交流教育の推進	44
基本目標4 生きがいを持った暮らしの推進【雇用・就労】	46
1 雇用・就労の促進	46

2 福祉的就労の促進	49
基本目標5 心豊かな暮らしの推進【芸術・スポーツ】	50
1 文化活動への参加の促進	50
2 スポーツ・レクリエーション活動の促進	50
基本目標6 健康で生き生きとした暮らしの推進【保健・医療】	51
1 障がいの発生予防・早期発見・早期治療	51
2 医療の充実	53
基本目標7 自立した生活を支援する福祉の充実【生活支援】	54
1 生活支援体制の整備	54
2 生活の安定	55
基本目標8 安全で安心して暮らすことのできるまちの推進【生活環境】	56
1 福祉のまちづくりの推進	56
2 移動・交通対策の推進	57
基本目標9 防災、防犯等の推進【防災・防犯等】	59
1 防災・防犯対策の推進	59
2 感染症対策の実施	61

【第6期高萩市障害福祉計画・第2期高萩市障害児福祉計画】

第1章 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的な考え方	63
1 基本理念	63
2 障害福祉サービス等の種類と整備方針	64
第2章 障害福祉サービスの推進	71
1 令和5年度に向けた目標値	71
2 障害福祉サービスの利用実績及び見込量	76
3 障害児支援事業の利用実績及び見込量	83
4 地域生活支援事業の利用実績及び見込量	85

【計画の推進】

1 計画の推進体制	89
2 計画の評価・見直し（PDCAサイクル）	90

【資料編】

1 高萩市自立支援協議会 設置要綱	91
2 第3期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定 委員名簿	92
3 計画策定の主な経過	93



本計画では、法律、条例や固有名詞を除き、人もしくは人の状況を表す場合には、「障害」ではなく、「障がい」とひらがなで表記しています。

計画策定の概要

第1章 計画の概要

1 計画の背景

障害福祉の分野にて、わが国において平成26年に国連の「障害者の権利に関わる条約（障害者権利条約）」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われました。平成23年には「障害者基本法」を改正、平成25年4月には、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と名称変更し、基本理念として「地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援すること」が掲げられました。

平成24年10月には、障がいのある人の権利利益の擁護を目的とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成28年4月から施行されています。

その後も障害者に係る法律・制度の改正が進められていく中で、平成30年に「第4次障害者基本計画」が策定され、障害者基本法における「共生社会の実現」という考え方の中で、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」を目指していくことが方針として掲げられています。

このような国の動きを踏まえ、本市では、平成27年3月に「高萩市第2期障害者計画・第4期障害福祉計画」を、平成30年3月に「第5期高萩市障害福祉計画」及び「第1期高萩市障害児福祉計画」を策定し、障害者・障害児施策を推進してきました。

この度、これら「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」の計画期間が、令和2年度をもって終了することから、令和3年度を初年度とする「高萩市第3期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の策定に伴う改正等のポイント

国は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するにあたっての基本的な方針を示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成するにあたって、近年の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、基本指針が以下のとおり改正されており、これを踏まえ計画を策定する必要があります。

計画策定の概要

◇基本指針見直しの主なポイント

1 基本的理念に係る事項の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ①入所等から地域生活への移行：地域での暮らしを継続できる体制の確保 ②地域共生社会の実現：地域づくりに取り組むための仕組み作り、包括的な支援体制の構築等 ③人材の確保：研修の実施、多職種間の連携の推進、周知・広報等 ④障害者の社会参加の促進：文化芸術活動の推進、視覚障害者等の読書環境の整備等
2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、依存症対策の推進
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援体制の検証・評価、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討 ②発達障害者等に対する支援：ペアレントプログラム等の支援体制の確保、発達障害の診断ができる医療機関等の確保
4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ①児童発達支援センター：地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進 ②障害児入所施設：ケア単位の小規模化の推進、18歳以降の支援協議等 ③保育、保健医療、教育等の関係機関との連携 ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

◇成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）

1 福祉施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数：令和元年度末時点の施設入所数から1.6%削減
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均：316日以上 ・精神病床における1年以上長期入院患者数：一定数を地域生活へ移行（全国の目標値は平成30年度と比べて6.6～4.9万人減少）。 ・退院率：3か月後69%以上、6か月後86%以上、12か月後92%以上
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討
4 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：令和元年度実績の1.27倍以上（うち就労移行支援1.30倍以上、就労A型1.26倍以上、就労B型1.23倍以上） ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち7割以上の利用 ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：全体の7割以上
5 障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター：各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・各都道府県において難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所：各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保 ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

6 相談支援体制の充実・強化等	・各市町村又は各圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めた「障害者計画」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する「障害福祉計画」、さらに児童福祉法第33条の20に基づき、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を図る「障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、本市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、様々な分野の取組みを総合的かつ一体的に進めるため、国・県の計画等はもとより、本市の「第6次総合計画」との整合性をはじめ、「第2期高萩市地域福祉計画・第4次高萩市地域福祉活動計画」や「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「萩っ子・子育て支援事業計画」等の関連計画との調整を図りながら策定しました。

区分	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条	児童福祉法第33条の20
内容	障害者のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要な見込み量とその確保策を定める	障害児通所支援等の必要な見込み量とその確保策を定める
計画期間	本市は6年間 ・現行:H27～R2年度 ・第3期:R3～R8年度	3年間 ・現行:H30～R2年度 ・第6期:R3～R5年度	3年間 ・現行:H30～R2年度 ・第2期:R3～R5年度
国計画等	◇国・第4次障害者基本計画 ・基本理念:共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援 ◇茨城県・第2期 新いばらき障害者プラン ・基本理念「ノーマライゼーション」と「完全参加」	◇基本指針見直しの主なポイント ・地域における生活の維持及び継続の推進 ・福祉施設から一般就労への移行等 ・「地域共生社会」の実現に向けた取組 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・発達障害者等支援の一層の充実 ・障害児通所支援等の地域支援体制の整備 ・相談支援体制の充実・強化等 ・障害者の社会参加を支える取組 ・障害福祉サービス等の質の向上 ・障害福祉人材の確保	

4 計画の対象

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健・医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人ほか、難病患者、発達障がい、高次脳機能障がい等の新たな障がいも対象とします。

しかし、地域共生社会の実現のためにはすべての市民の理解と協力が必要不可欠であることから、本計画は全市民を対象としています。

5 計画の期間

「第3期高萩市障害者計画」は、令和8年度を目標年度とし、令和3年度から令和8年度までの6年間で計画期間とします。

また、「第6期高萩市障害福祉計画」及び「第2期高萩市障害児福祉計画」は、令和5年度を目標年度とし、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間とします。

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	
高萩市 障害者計画	第2期	→												
	第3期						(見直し)	→						
	障害 福祉計画	第4期	→											
		第5期				→								
		第6期						(見直し)	→					
	障害児 福祉計画	第1期				→								
第2期							(見直し)	→						

6 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを基本理念として掲げています。

障害福祉施策を推進するにあたっては、SDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体等、社会における様々な担い手と連携しながら、障がいを持つ人々の最善の利益が実現される社会を目指します。



7 計画の策定

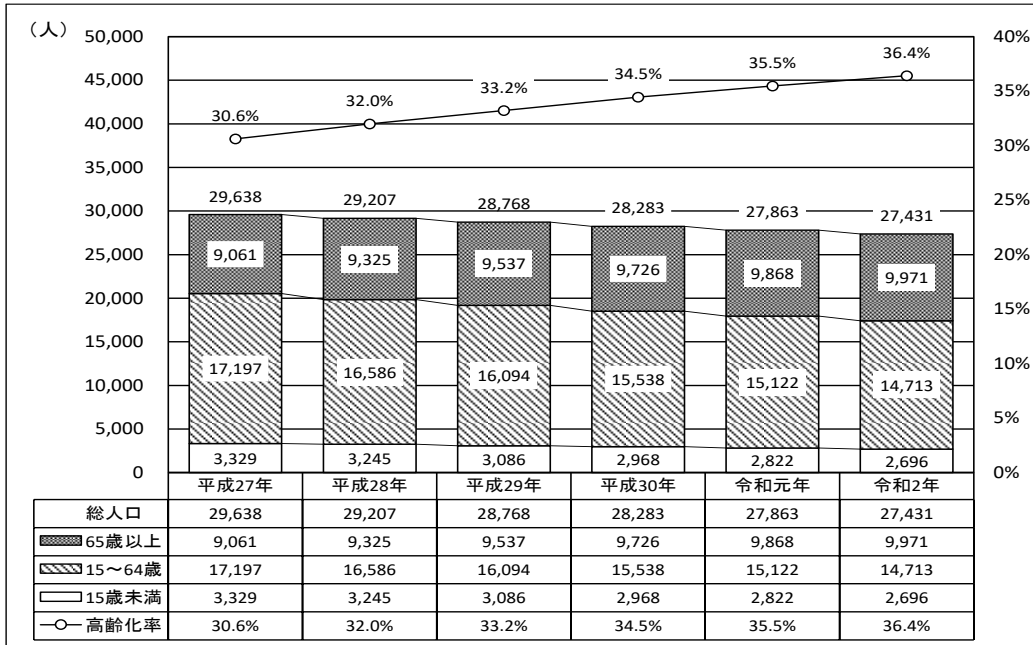
本計画は、保健、医療、教育、雇用等の関係機関及び障がい者団体から選任した委員をもって構成する「高萩市地域自立支援協議会」を「障害者計画策定委員会」と位置づけ、アンケートの調査結果やパブリックコメントに基づき、市民と行政との協働により協議、検討して策定しました。

第2章 高萩市の障がいのある人の取り巻く状況

1 人口の推移

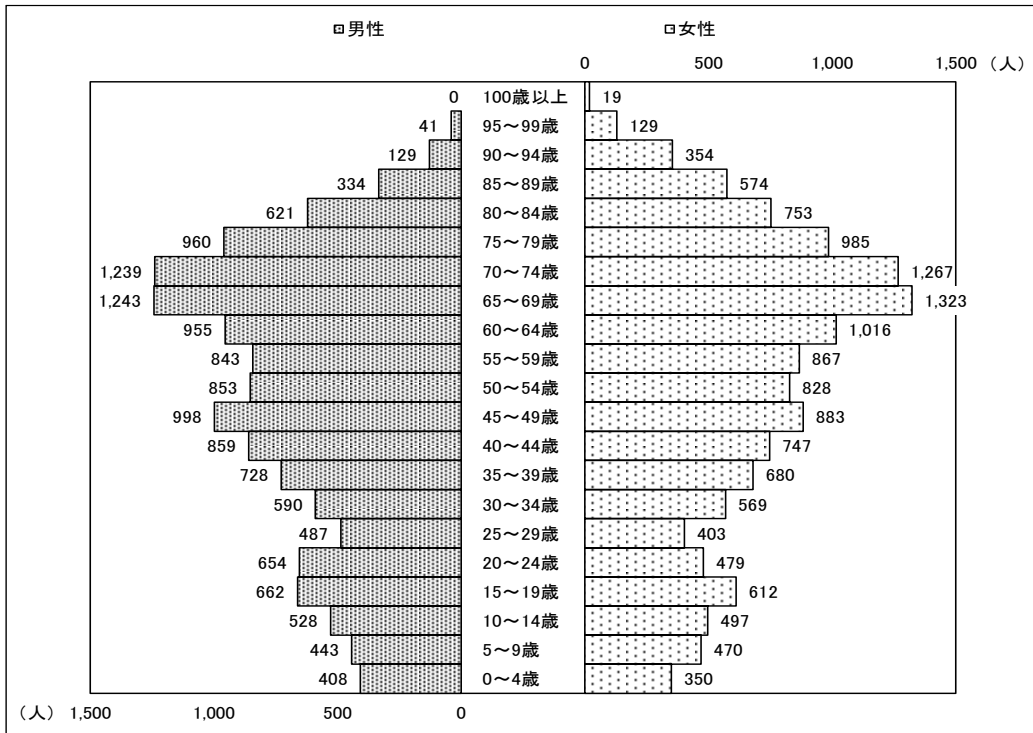
本市の総人口は年々減少し、令和2年には27,431人となっています。「15歳未満」及び「15～64歳」は減少していますが、「65歳以上」は増加を続け、令和2年10月の高齢化率は36.4%です。

◇年齢3区分別人口の推移と高齢化率



資料：茨城県常住人口調査（各年10月1日現在）

◇高萩市の人口ピラミッド



資料：茨城県常住人口調査（令和2年10月1日）

2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者は、1級が360人と最も多く、全体の35.6%を占めています。

障がい種別では、肢体不自由が504人と最も多く、49.9%を占めています。内部障がいのある人の中では、心臓機能障がい150人と最も多く、内部障がいの44.8%を占めています。

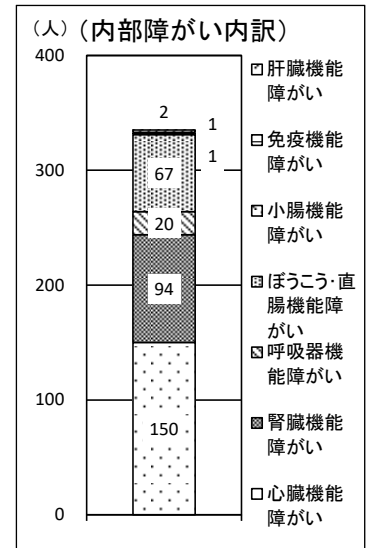
手帳所持者の総数は横ばいで推移していますが、障がい種別にみると、肢体不自由は減少、内部障がいは増加しています。

◇身体障害者手帳所持者（令和2年3月末）

単位：人

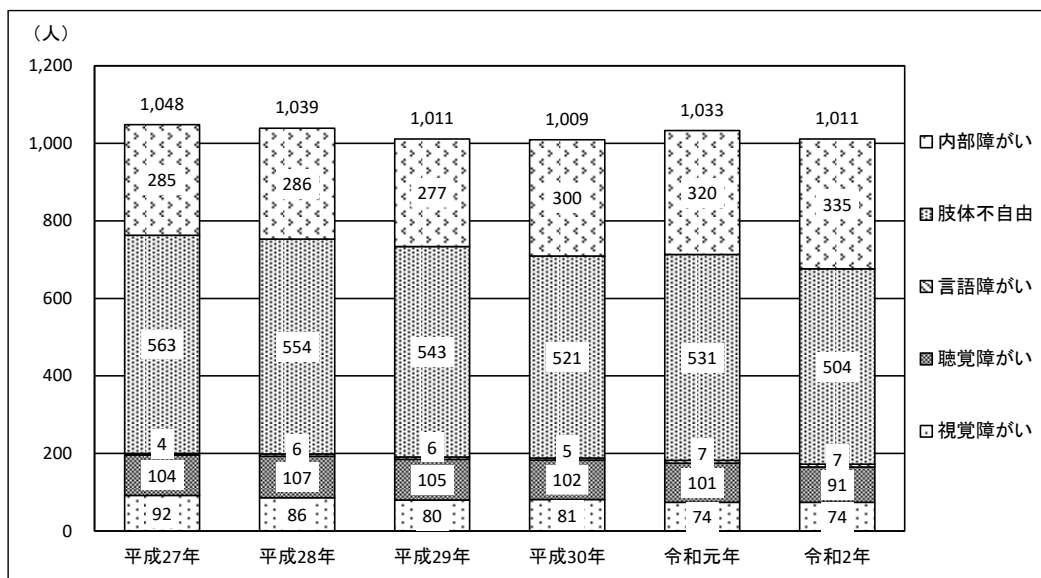
障害種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	21	24	2	5	19	3	74
聴覚障がい	—	20	6	17	0	48	91
言語障がい	—	—	7	0	—	—	7
肢体不自由	115	93	96	133	48	19	504
内部障がい	224	6	26	79	—	—	335
合計	360	143	137	234	67	70	1,011

資料：社会福祉課



資料：社会福祉課

◇身体障害者手帳保持者の推移（各年3月末）

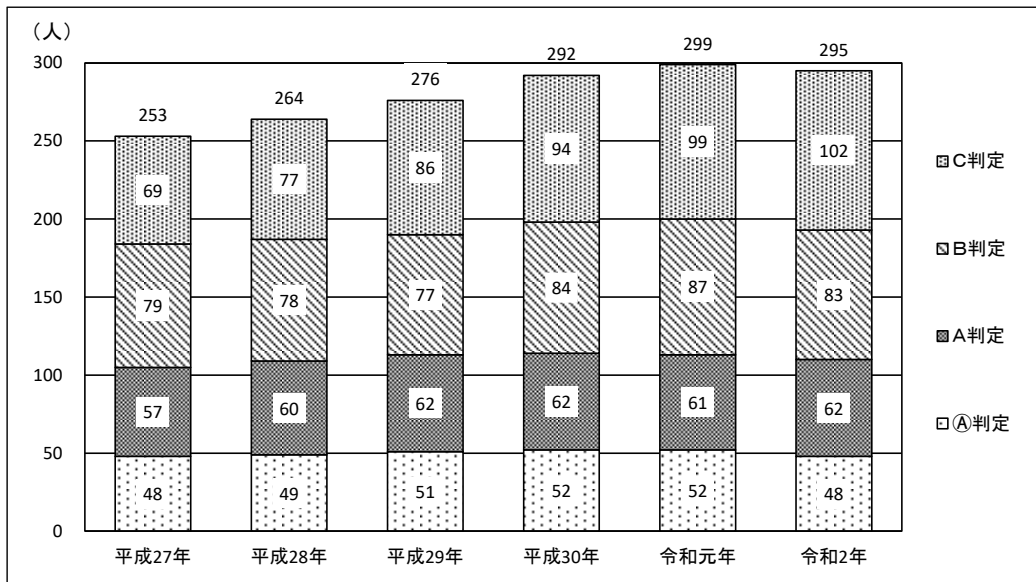


資料：社会福祉課

(2) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者は、C判定が102人と最も多く、近年、増加傾向にあります。一方、A判定は50人前後、A判定は60人前後で横ばいです。

◇療育手帳保持者の推移（各年3月末）

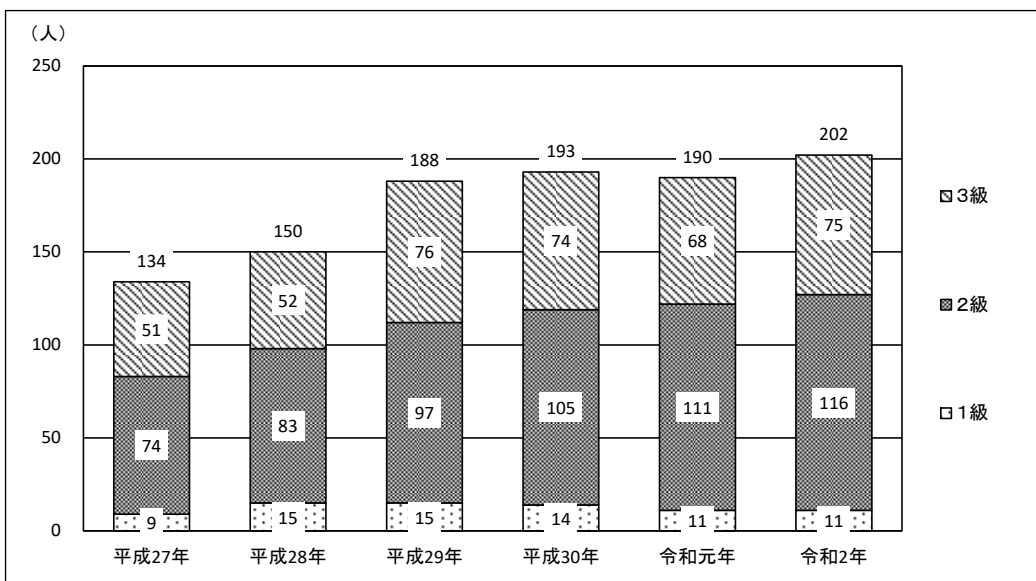


資料：社会福祉課

(3) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は202人であり、近年増加傾向にあります。等級は2級が116人と最も多くなっています。

◇精神障害者保健福祉手帳保持者の推移（各年3月末）



資料：社会福祉課

精神通院医療受給者は475人であり、令和元年に一旦減りましたが、再び増加傾向にあります。

◇精神通院医療受給者の推移（各年3月末）

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
精神通院医療受給者	402	419	420	440	419	475

資料：社会福祉課

（4）難病患者（指定難病特定医療費受給者）の状況

指定難病特定医療費受給者は、平成29年の196人をピークとし、その後は170人台で推移しています。指定難病特定医療費助成制度の対象疾病（指定難病）は、現在333疾病です。

◇特定疾患（難病）医療受給者の推移（各年3月末）

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
医療受給者	181	194	196	171	174	171

資料提供：日立保健所

3 アンケート調査結果

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

高萩市第3期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定にあたり、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握するアンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法

障がいのある人	
対象者	高萩市にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有者
対象者数	1,322名
調査期間	令和2年6月29日（月）～7月20日（月）
調査方法	郵送による配布・回収

一般市民	
対象者	高萩市にお住まいの20歳以上の市民
対象者数	1,000名
調査期間	令和2年6月29日（月）～7月20日（月）
調査方法	郵送による配布・回収

(3) 回収結果

種 類	配布数	回収数	有効	無効	有効回収率
障がいのある人	1,322 件	624 件	624 件	0 件	47.2%
一般市民	1,000 件	417 件	417 件	0 件	41.7%

※令和2年7月30日（木）到着分まで集計

(4) 集計について

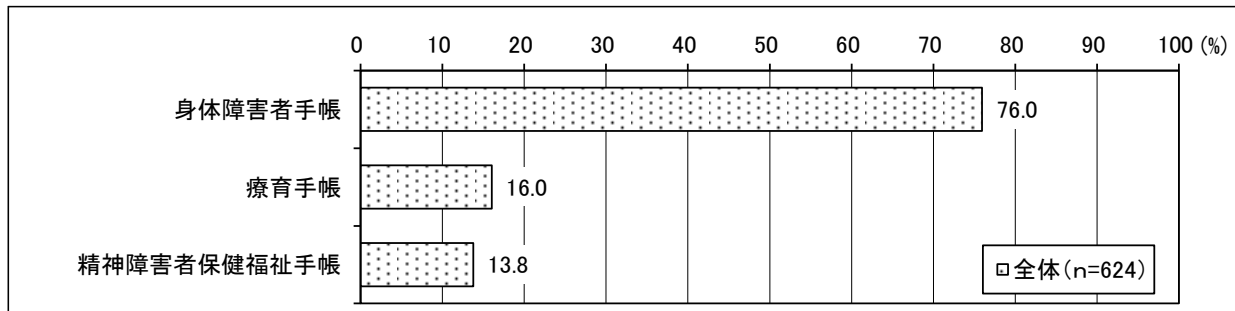
- ・集計結果を百分率（%）で表す場合、小数点第2位を四捨五入し第1位までの表記としました。このため、百分率の合計が100にならない場合があります。
- ・母数（n=●と表記）は、回答者全員が答えるべき設問については回答者数、条件付き設問については、その設問に答えるべき該当者の数とします。
- ・複数回答を可とした設問で、選択肢をひとつも選択しなかった場合は「無回答」として集計します。
- ・単数回答（一つのみ選択）の設問において、複数選択した場合は、上記と同様に「無回答」として集計します。
- ・グラフ表示に際して、選択肢が多い場合等は、一部値の小さい数値の表記を省略する場合があります。

2 調査結果

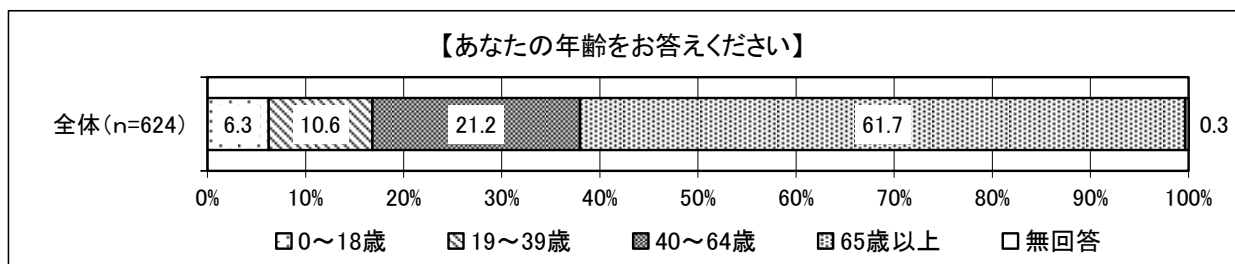
(1) 障がいのある人に対するアンケート調査

①障がいのある人の状況

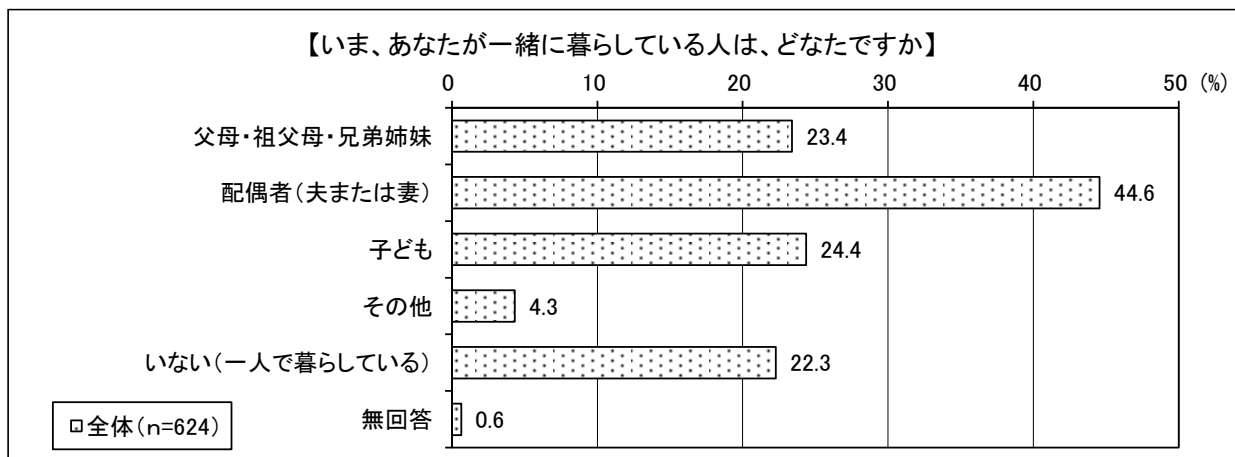
手帳の所有状況については、「身体障害者手帳」が76.0%、「療育手帳」が16.0%、「精神障害者保健福祉手帳」が13.8%となっています。



年齢は、「65歳以上」が61.7%と最も高く、以下、「40～64歳」(21.2%)、「19～39歳」(10.6%)、「0～18歳」(6.3%)となっています。



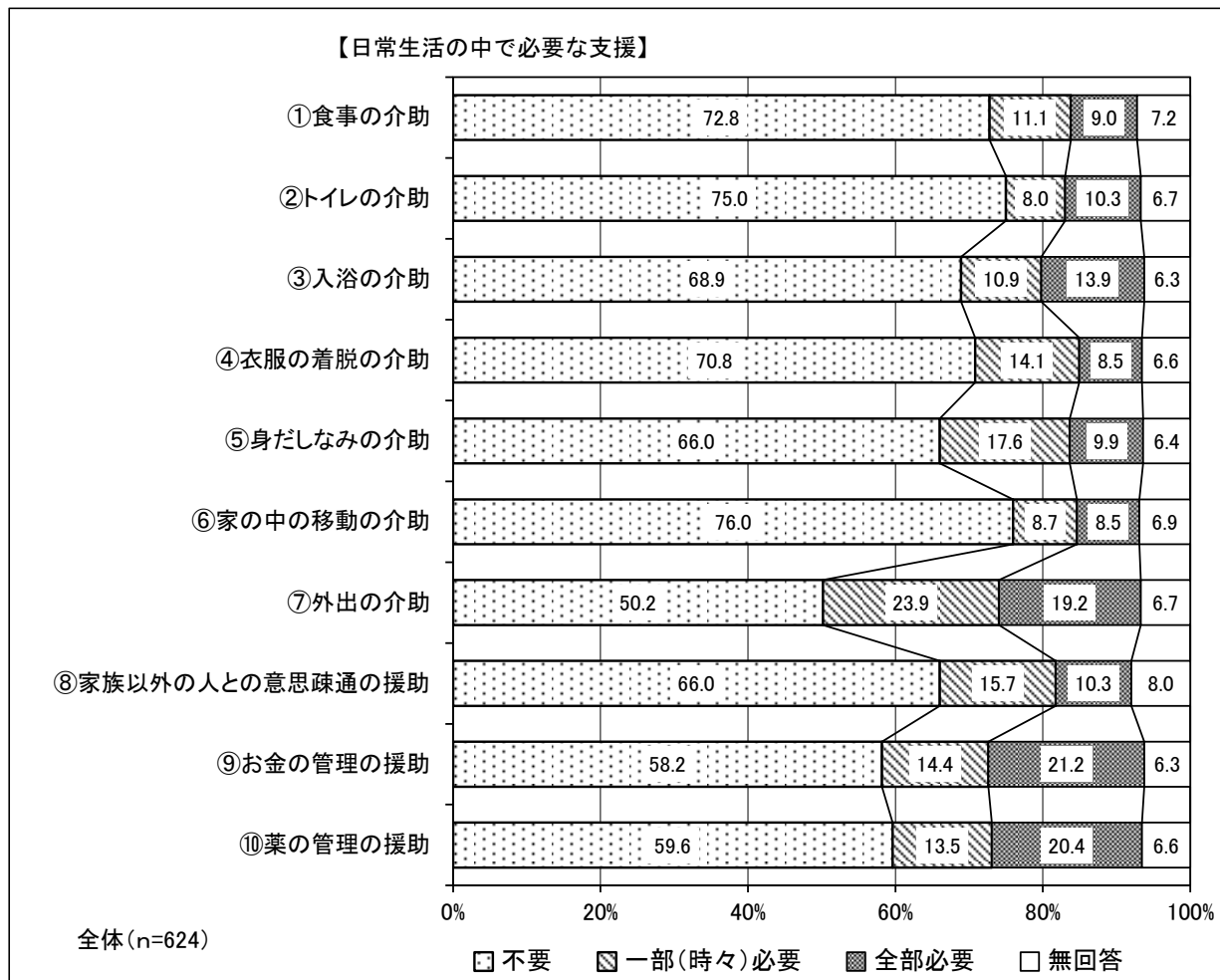
一緒に暮らしている人は、「配偶者(夫または妻)」が44.6%と最も高く、以下、「子ども」が24.4%、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が23.4%と続きます。なお、「いない(一人で暮らしている)」は22.3%となっています。



②日常生活について

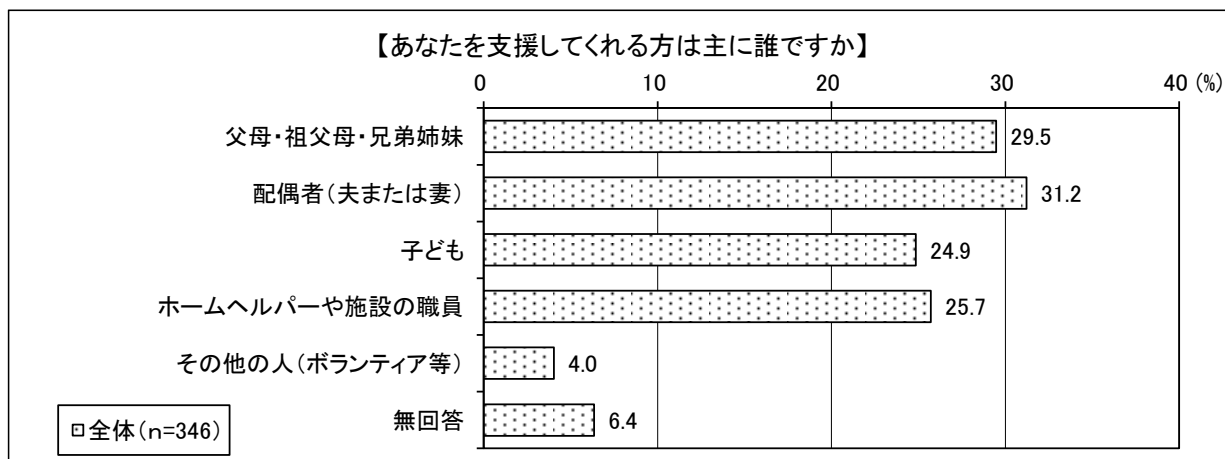
日常生活において以下の表にある支援が必要かという問いに対する「不要」の回答をみると、「⑥家の中の移動の介助」が76.0%と最も高く、以下、「②トイレの介助」(75.0%)、「①食事の介助」(72.8%)、「④衣服の着脱の介助」(70.8%)が上位となっています。

一方、「全部必要」は、「⑨お金の管理の援助」(21.2%)、「⑩薬の管理の援助」(20.4%)、「⑦外出の介助」(19.2%)が高くなっています。



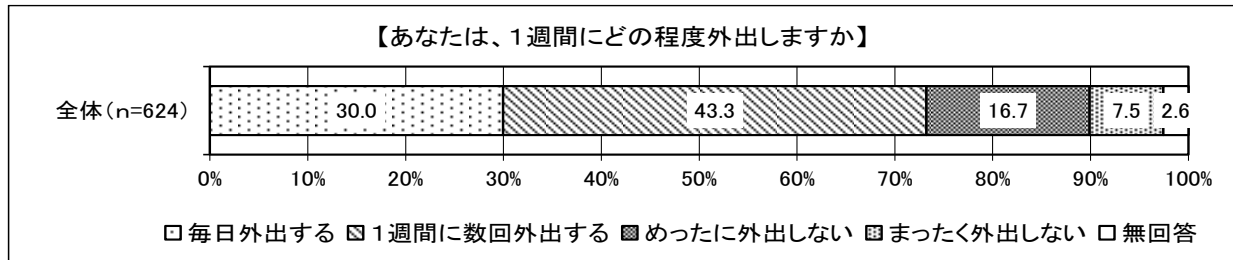
【支援が「一部(時々)必要」又は「全部必要」と回答した人】

日常生活で主に支援してくれる人は、「配偶者(夫または妻)」が31.2%と最も高く、以下、「父母・祖父母・兄弟姉妹」(29.5%)、「ホームヘルパーや施設の職員」(25.7%)、「子ども」(24.9%)、「その人(ボランティア等)」(4.0%)となっています。



③外出について

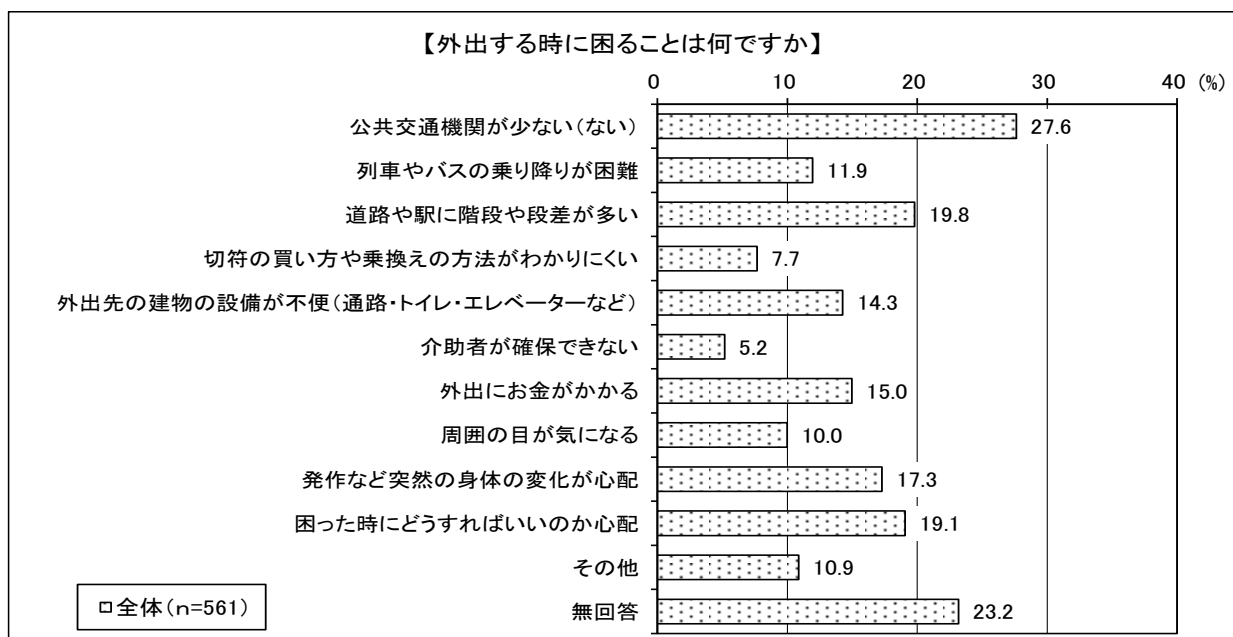
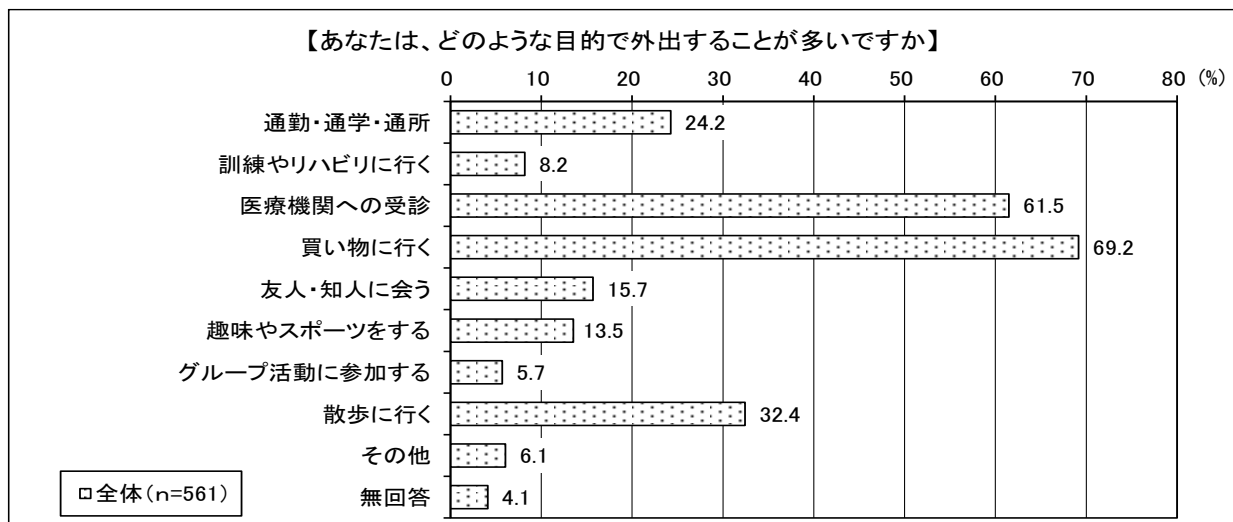
外出の頻度は、「1週間に数回外出する」が43.3%と最も高く、以下、「毎日外出する」が30.0%、「めったに外出しない」が16.7%、「まったく外出しない」が7.5%となっています。



【「毎日外出する」、「1週間に数回外出する」、「めったに外出しない」と回答した人】

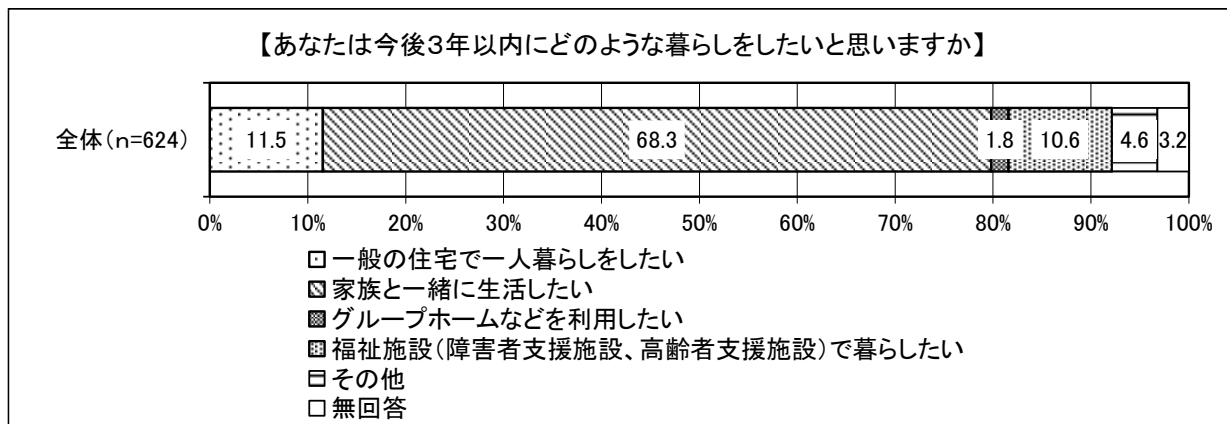
外出の目的は、「買い物に行く」(69.2%)及び「医療機関への受診」(61.5%)が突出しており、以下、「散歩に行く」(32.4%)、「通勤・通学・通所」(24.2%)と続いています。

また、外出時に困ることは、「公共交通機関が少ない(ない)」が27.6%と最も高く、以下、「道路や駅に階段や段差が多い」(19.8%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(19.1%)、「発作など突然の身体の変化が心配」(17.3%)が上位となっています。

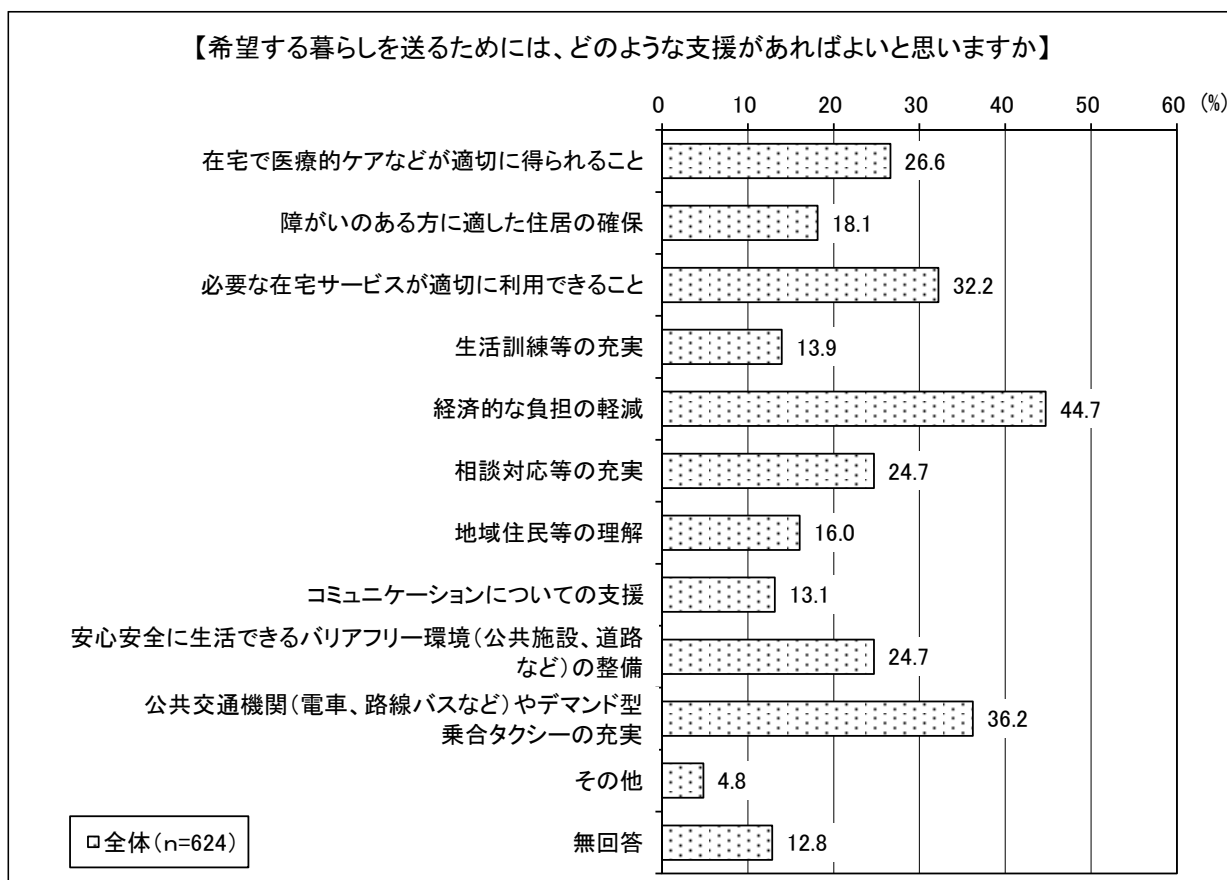


④住まいについて

今後3年以内にどのような暮らしをしたいかについては、「家族と一緒に生活したい」が68.3%と過半数を占め、以下、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が11.5%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が10.6%となっています。

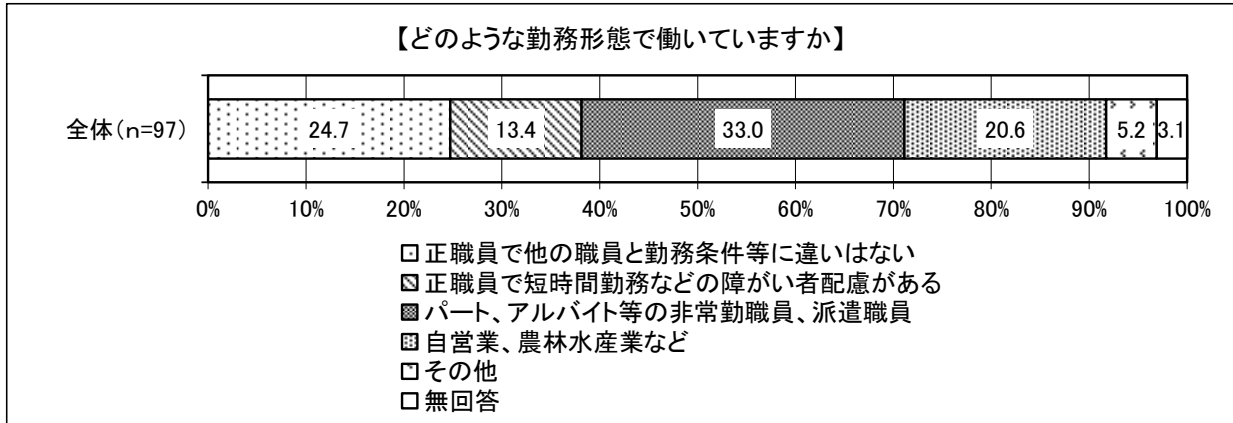


希望する暮らしを送るための支援については、「経済的な負担の軽減」が44.7%と最も高く、以下、「公共交通機関（電車、路線バスなど）やデマンド型乗合タクシーの充実」（36.2%）、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（32.2%）、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」（26.6%）、「相談対応等の充実」及び「安心安全に生活できるバリアフリー環境（公共施設、道路など）の整備」（ともに24.7%）となっています。

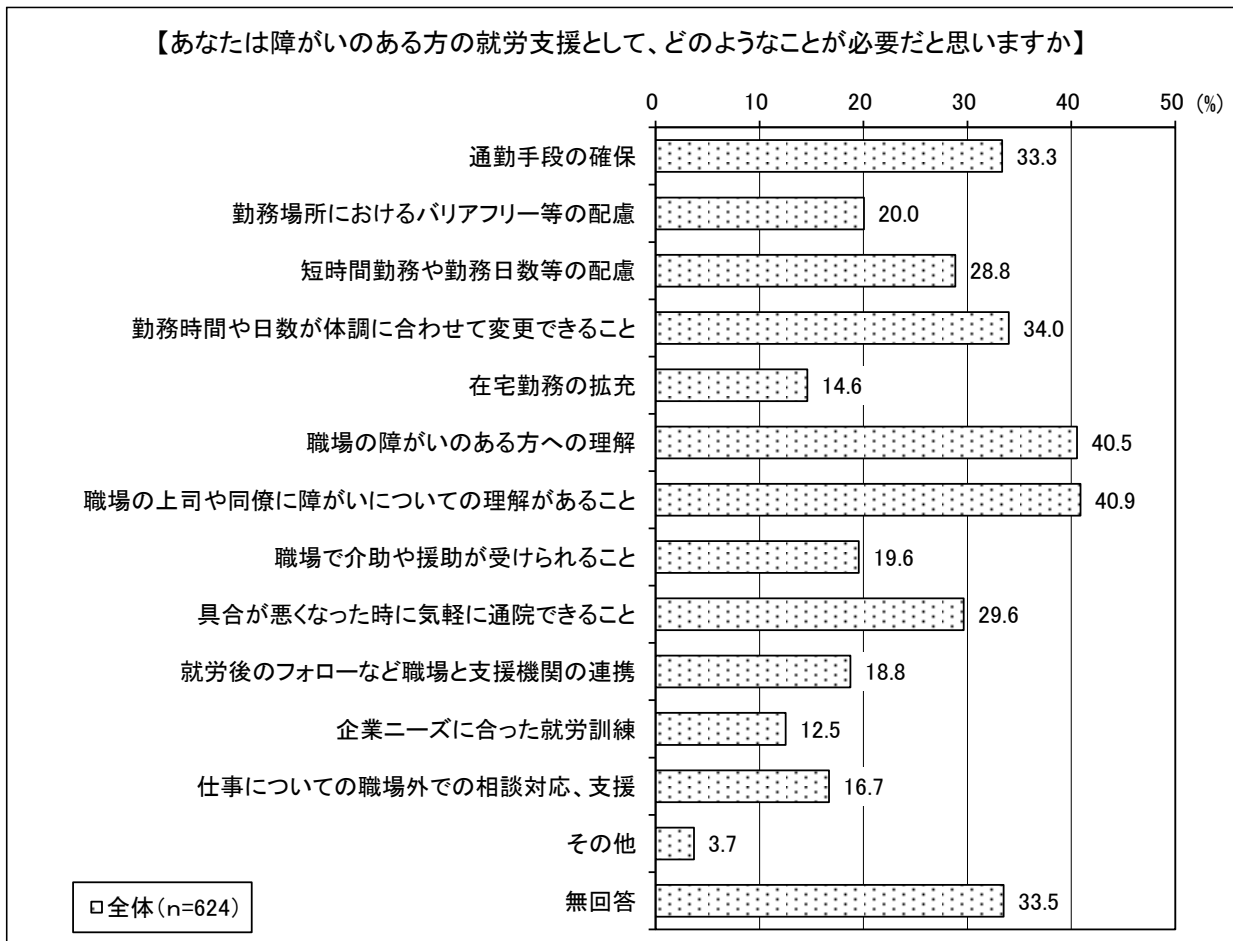


⑤就労について

「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」方の勤務形態は、「パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が33.0%と最も高く、以下、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」(24.7%)、「自営業、農林水産業など」(20.6%)、「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」(13.4%)となっています。

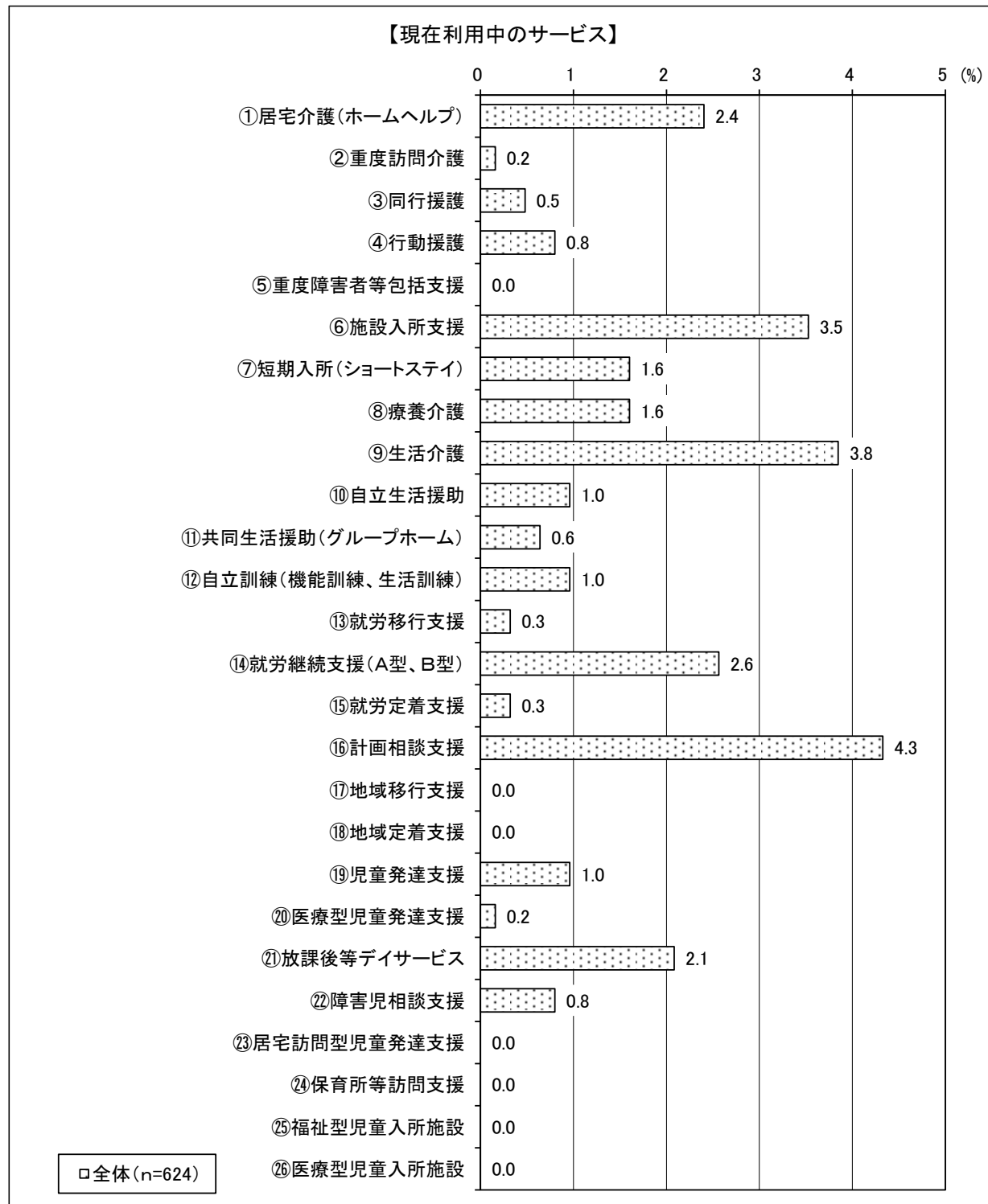


障がいのある人への就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚に障がいについての理解があること」(40.9%)及び「職場の障がいのある方への理解」(40.5%)が4割を超えており、以下、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」(34.0%)、「通勤手段の確保」(33.3%)、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」(29.6%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(28.8%)となっています。



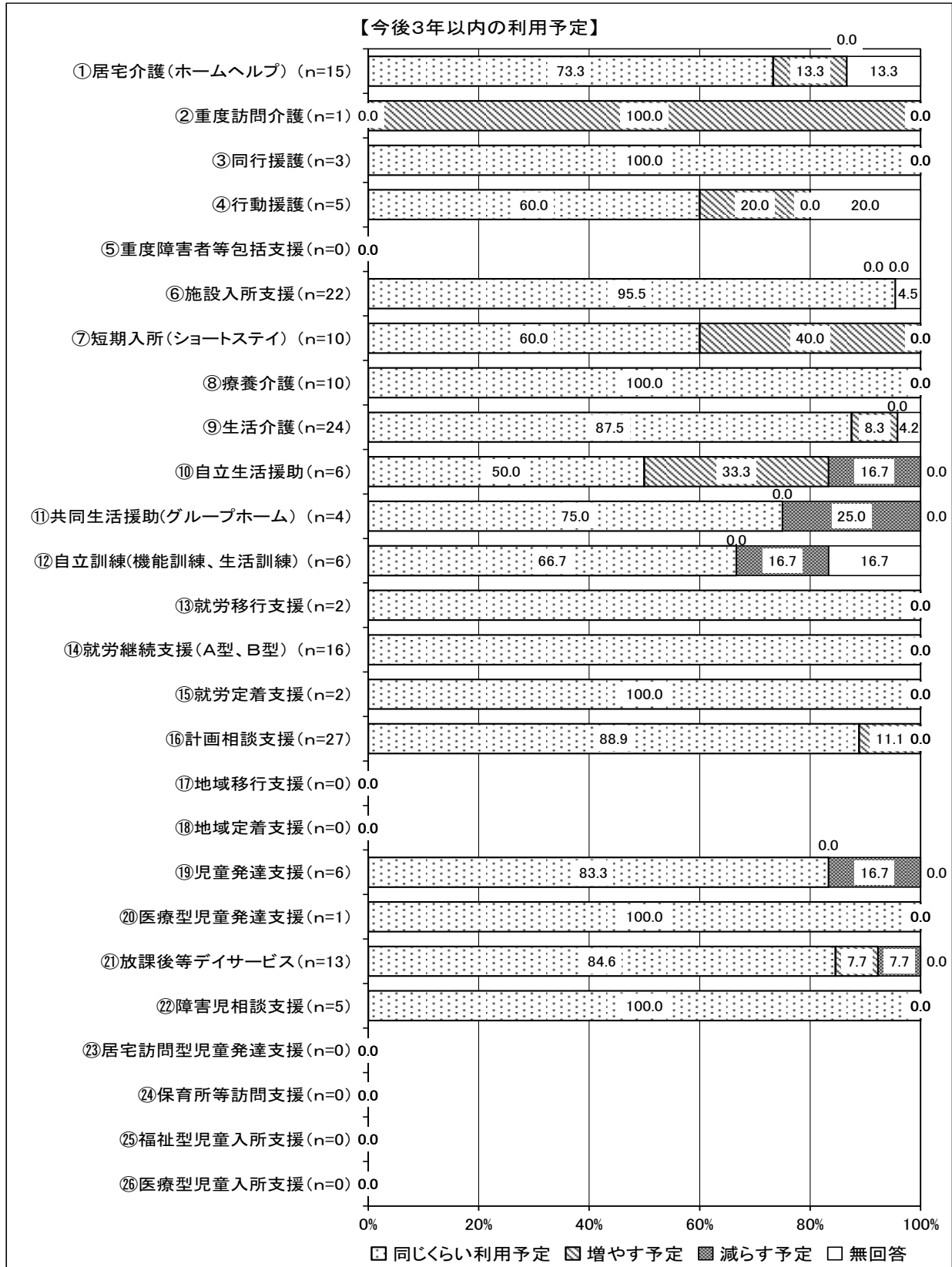
⑥障害福祉サービスについて

現在、利用しているサービスは、「⑩計画相談支援」(4.3%)が最も高く、以下、「⑨生活介護」(3.8%)、「⑥施設入所支援」(3.5%)、「⑭就労継続支援(A型、B型)」(2.6%)、「①居宅介護(ホームヘルプ)」(2.4%)、「⑳放課後等デイサービス」(2.1%)が上位となっています。



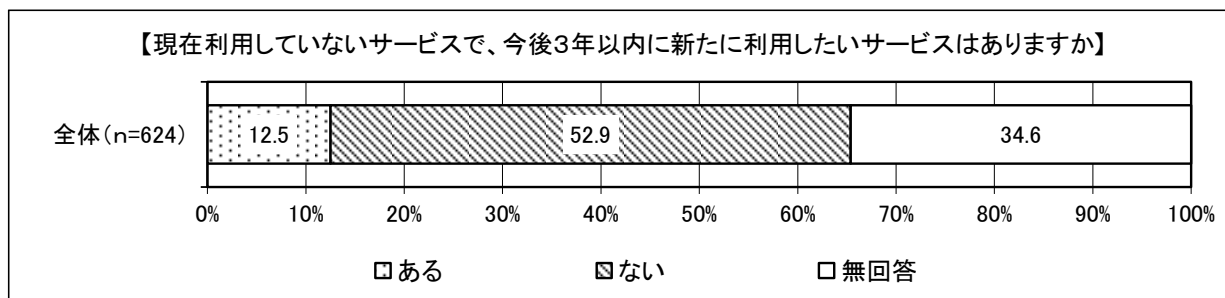
【現在サービスを利用している人】

利用しているサービスの今後3年以内の利用予定について、「増やす予定」は、「⑦短期入所(ショートステイ)」(40.0%)や「⑩自立生活援助」(33.3%)が高くなっています。
一方、「減らす予定」は「⑪共同生活援助(グループホーム)」が25.0%と最も高く、以下、「⑫自立訓練(機能訓練、生活訓練)」及び「⑲児童発達支援」がともに16.7%と続いています。



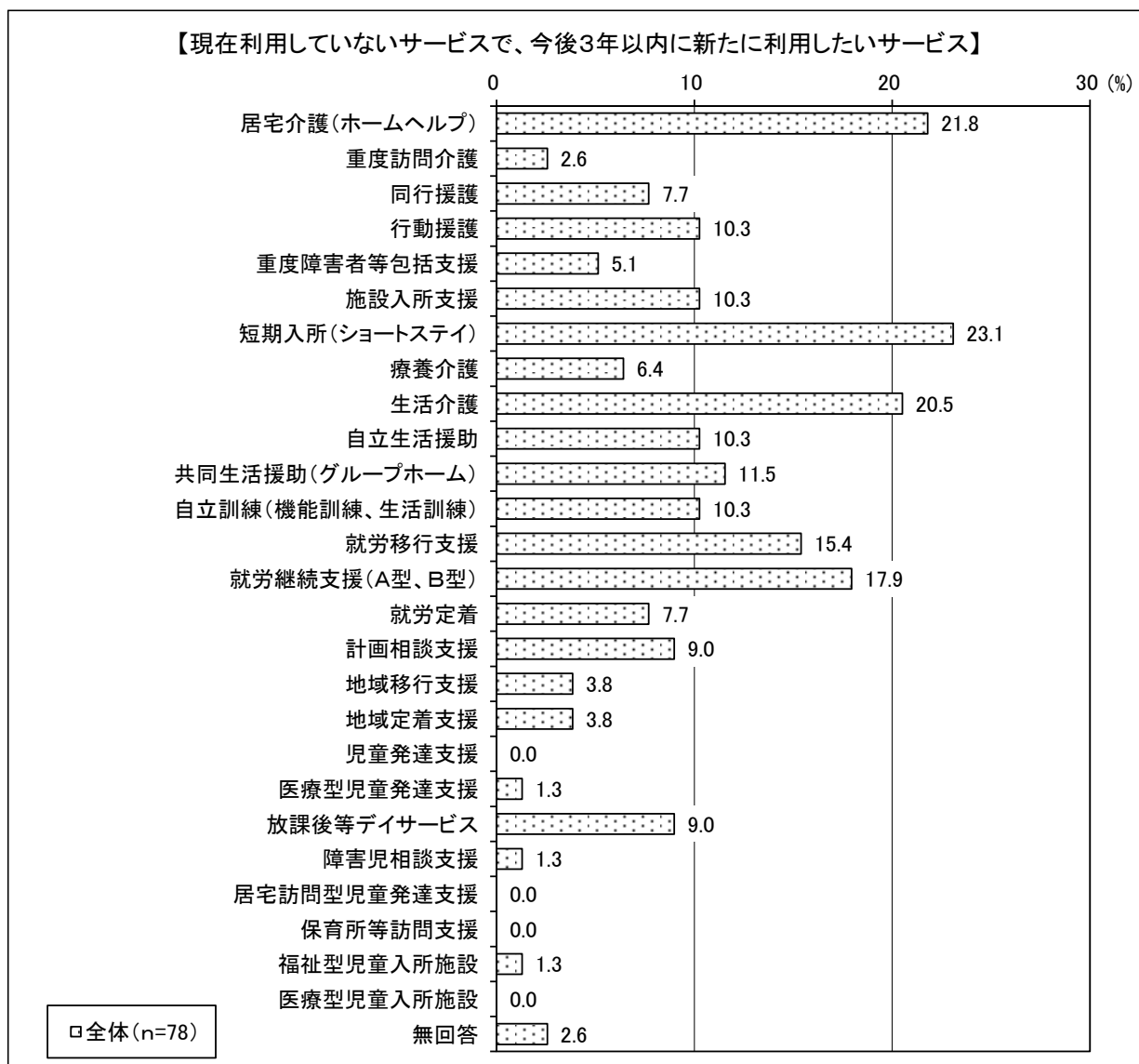
計画策定の概要

現在利用していないサービスで、今後3年以内に新たに利用したいサービスは、「ない」が52.9%、「ある」が12.5%であり、「無回答」は34.6%となっています。



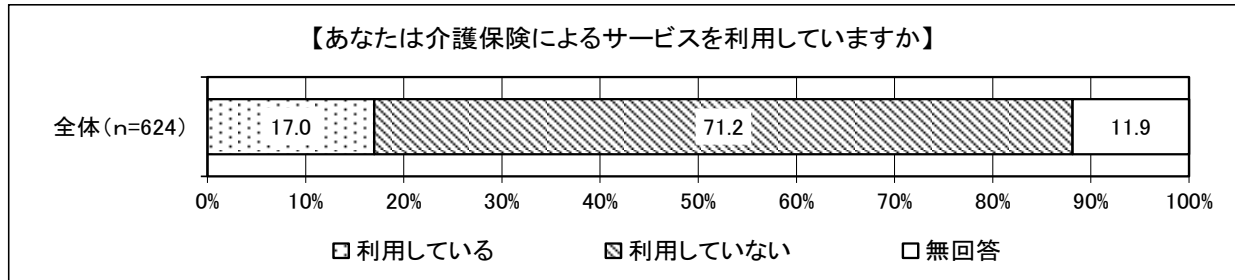
【今後3年以内に新たに利用したいサービスが「ある」と回答した人】

今後3年以内に新たに利用したいサービスは、「短期入所（ショートステイ）」が23.1%と最も高く、以下、「居宅介護（ホームヘルプ）」（21.8%）、「生活介護」（20.5%）、「就労継続支援（A型、B型）」（17.9%）、「就労移行支援」（15.4%）が上位となっています。



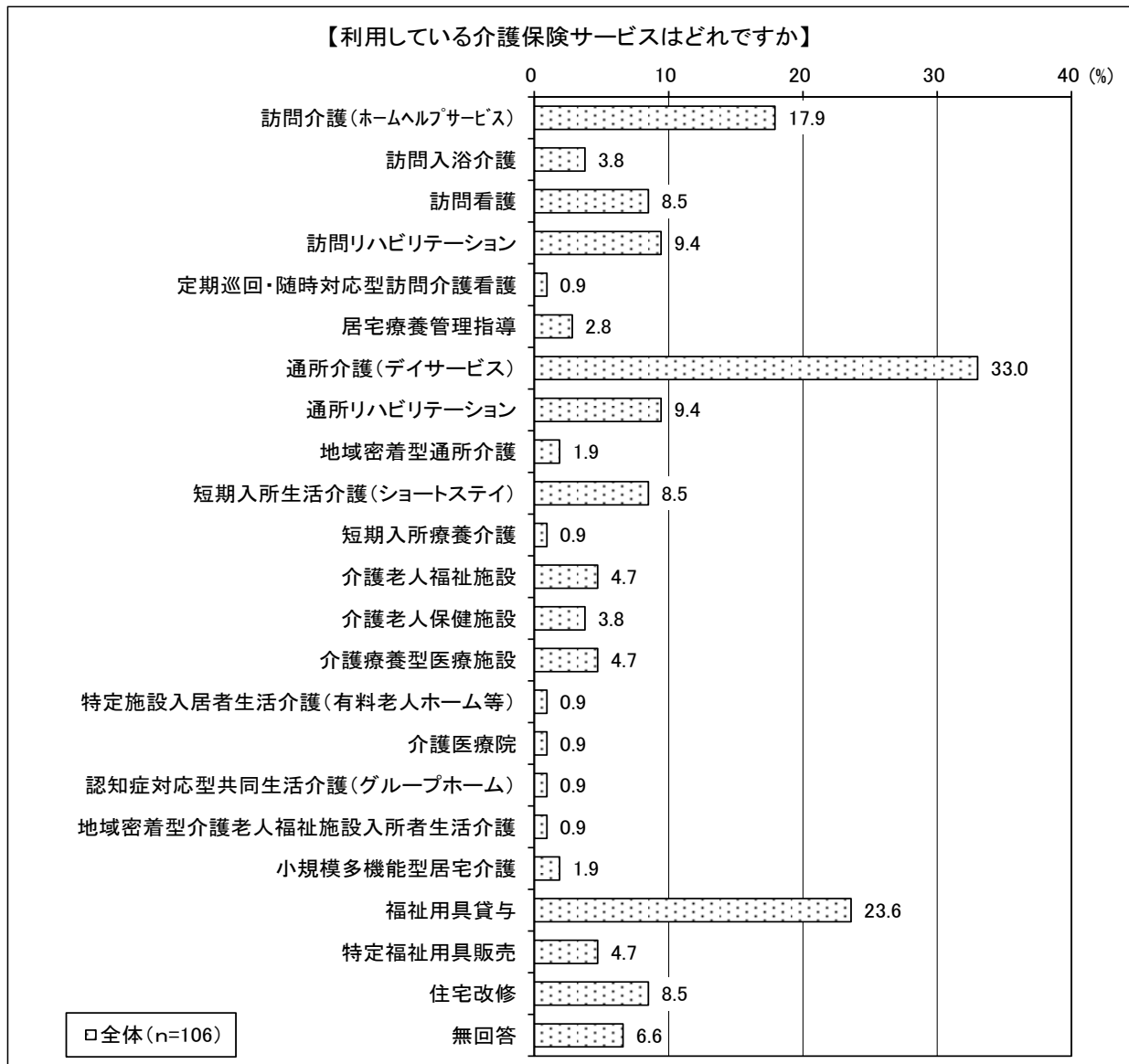
⑦介護保険サービスについて

介護保険によるサービスを利用しているかについては、「利用していない」が71.2%と多数を占め、「利用している」が17.0%となっています。



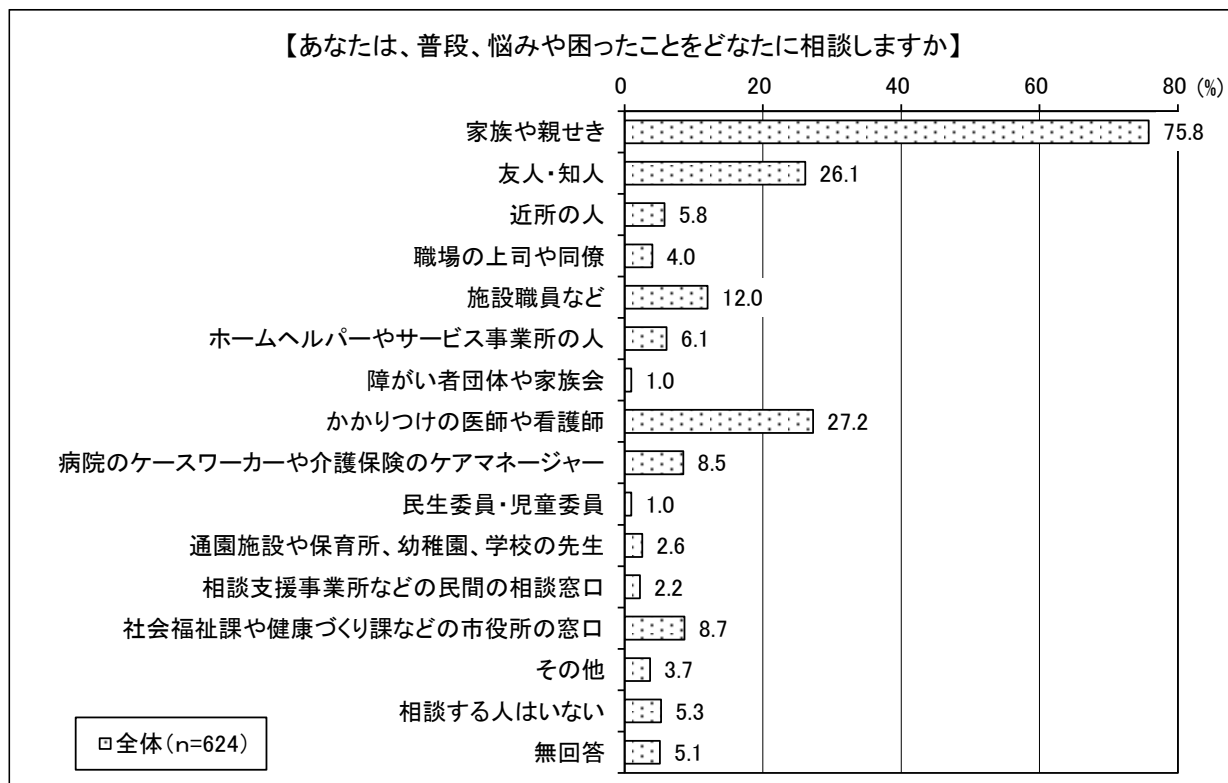
【介護保険サービスを「利用している」と回答した人】

利用している介護保険サービスは、「通所介護（デイサービス）」が33.0%と最も高く、以下、「福祉用具貸与」（23.6%）、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」（17.9%）、「訪問リハビリテーション」及び「通所リハビリテーション」（ともに9.4%）、「訪問看護」及び「短期入所生活介護（ショートステイ）」、「住宅改修」（それぞれ8.5%）となっています。

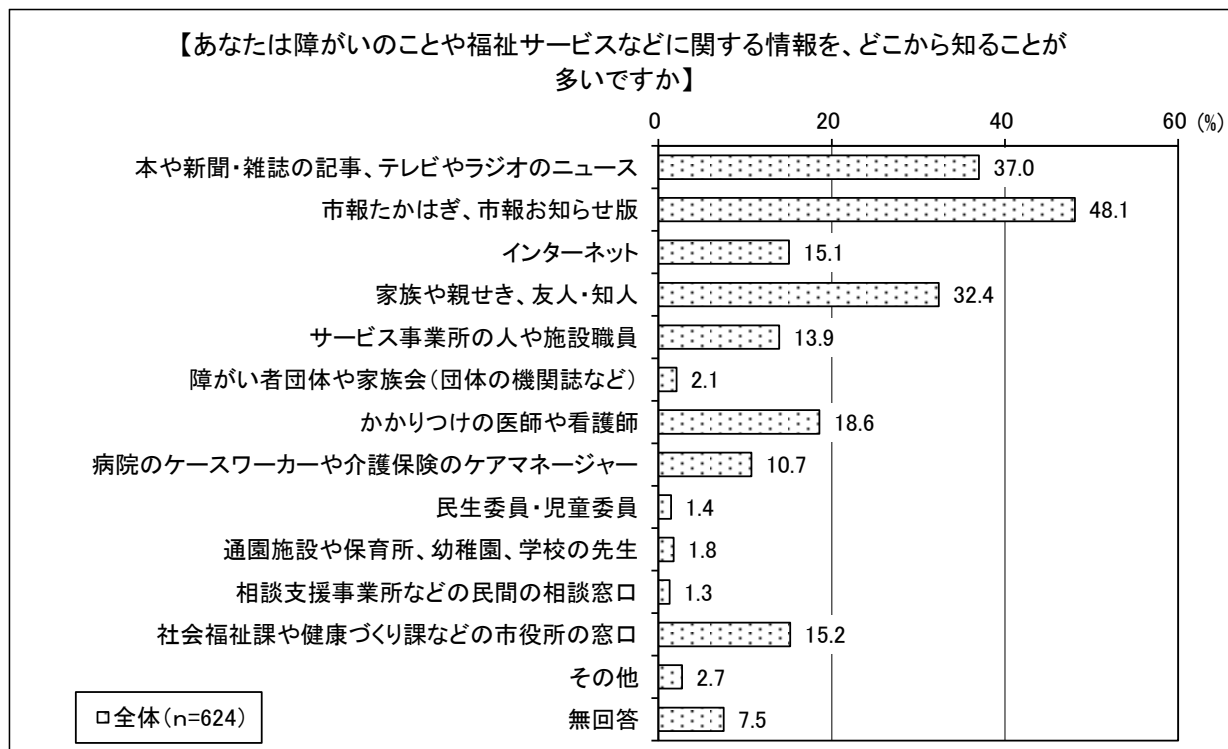


⑧相談・福祉の情報について

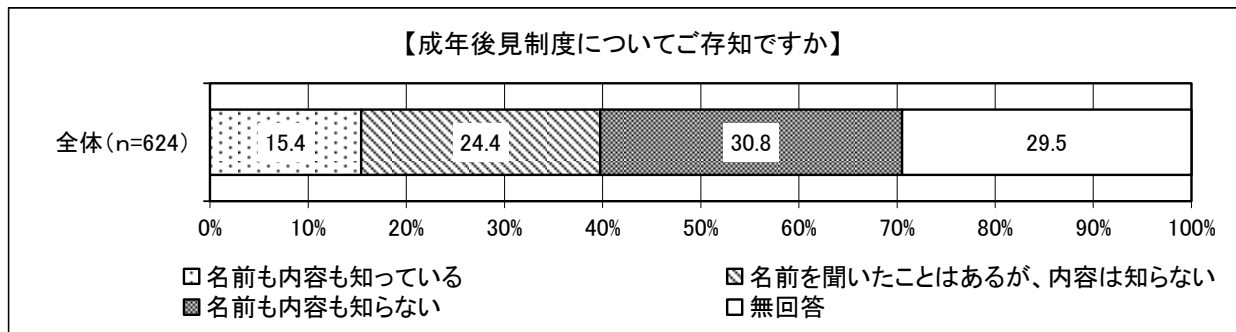
悩みや困ったことの相談相手は、「家族や親せき」が75.8%と突出しており、以下、「かかりつけの医師や看護師」(27.2%)及び「友人・知人」(26.1%)、「施設職員など」(12.0%)となっています。



福祉サービスなどに関する情報の入手先は、「市報たかはぎ、市報お知らせ版」が48.1%と最も高く、以下、「本や新聞・雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(37.0%)、「家族や親せき、友人・知人」(32.4%)、「かかりつけの医師や看護師」(18.6%)となっています。

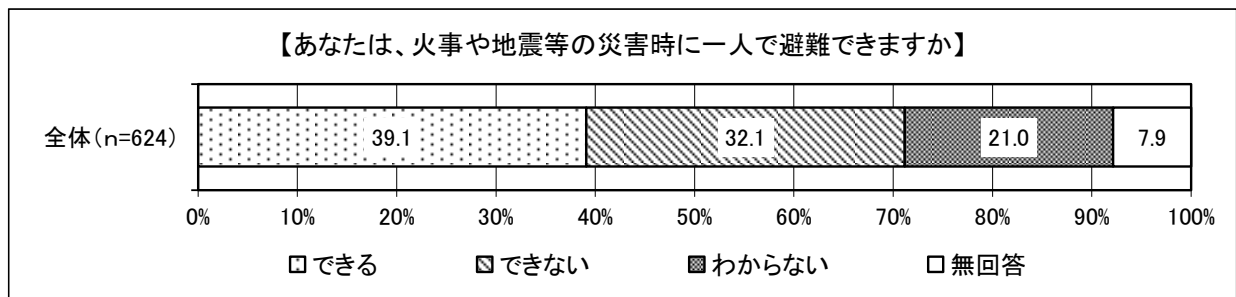


成年後見制度を知っているかは、「名前も内容も知らない」が30.8%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が24.4%、「名前も内容も知っている」が15.4%となっています。

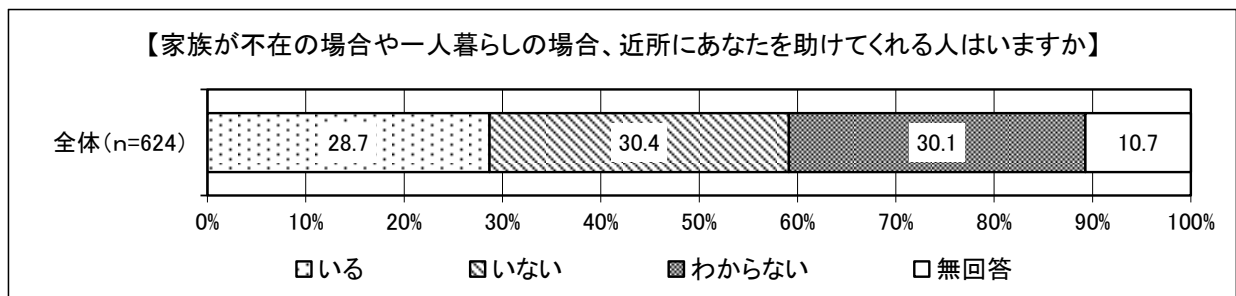


⑨災害時の避難等について

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかは、「できる」が39.1%、「できない」が32.1%、「わからない」が21.0%、「わからない」が21.0%となっています。

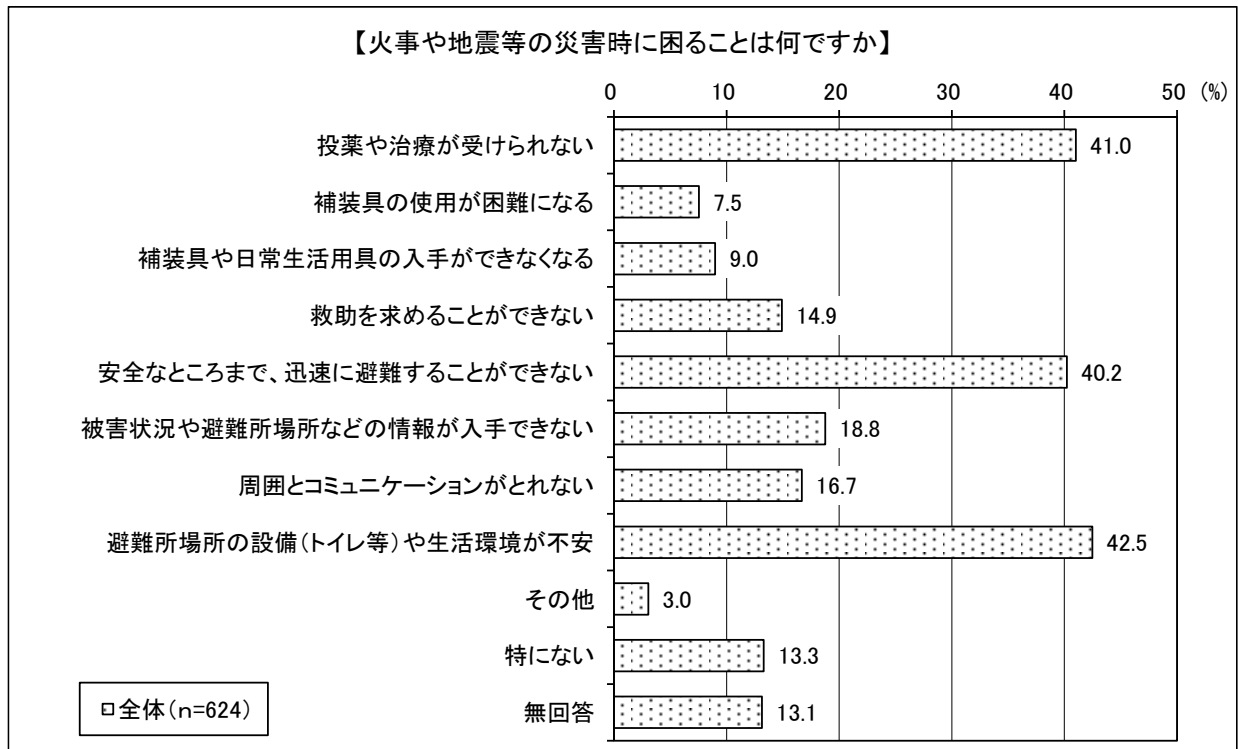


近所に助けてくれる人がいるかは、「いない」が30.4%、「わからない」が30.1%、「いる」が28.7%となっています。

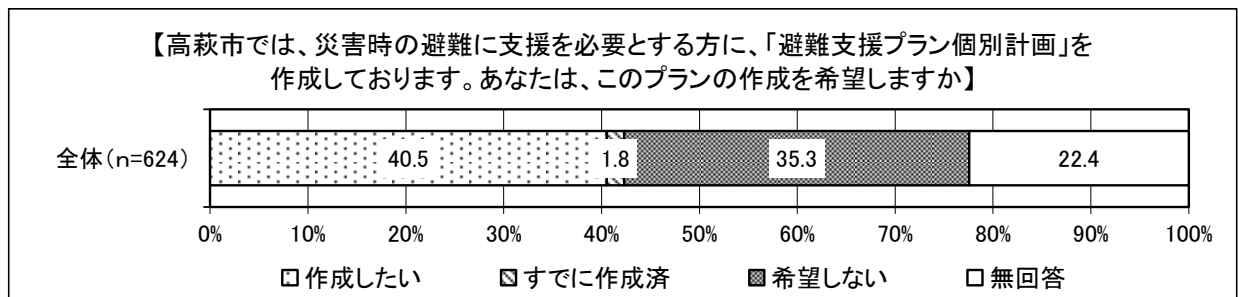


計画策定の概要

火事や地震等の災害時に困ることは、「避難所場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（42.5%）及び「投薬や治療が受けられない」（41.0%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（40.2%）が上位となっています。

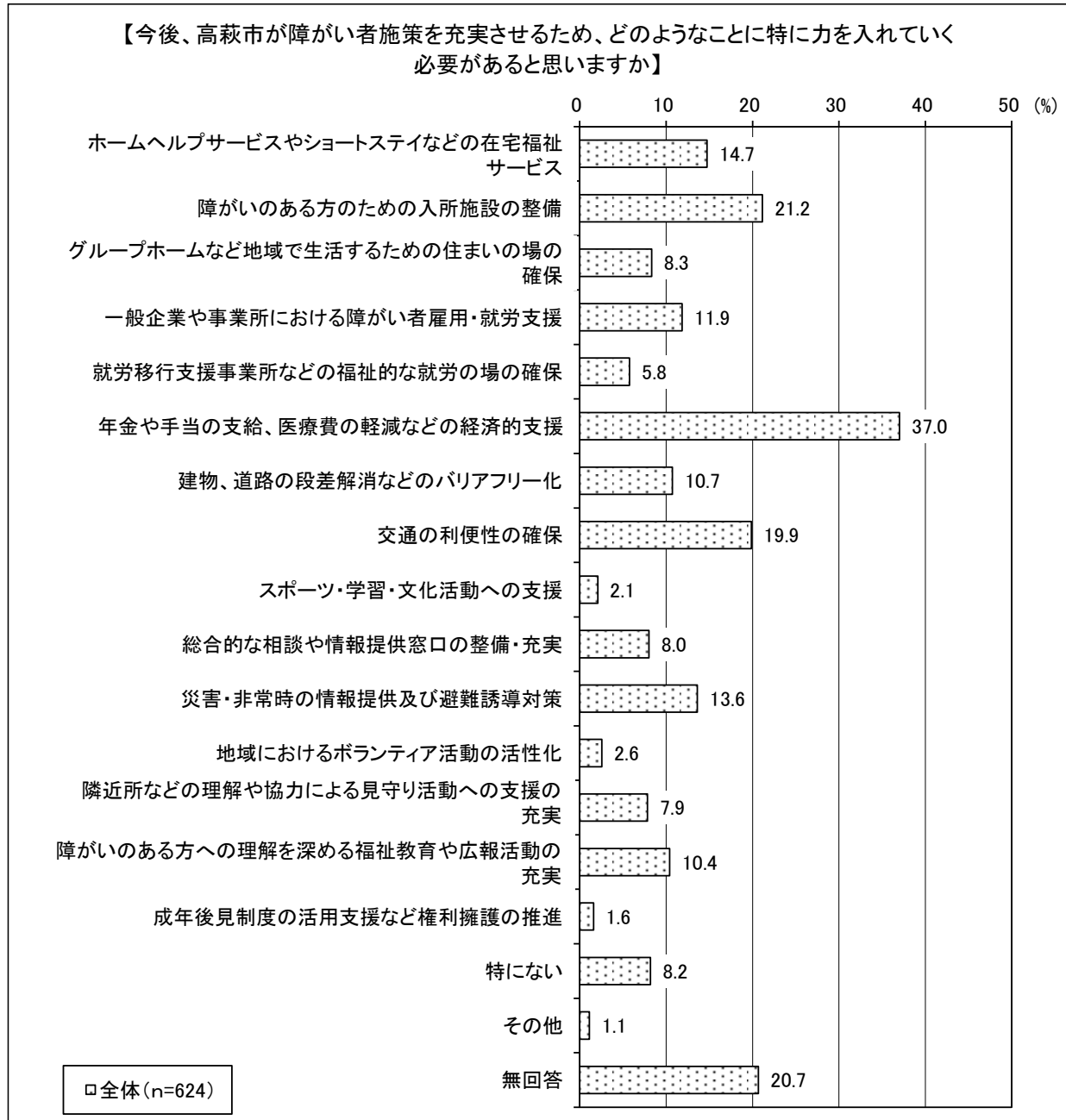


避難支援プラン個別計画の作成を希望するかについては、「作成したい」が40.5%、「希望しない」が35.3%、「すでに作成済」が1.8%となっています。



⑩障害福祉サービスや行政の取り組みについて

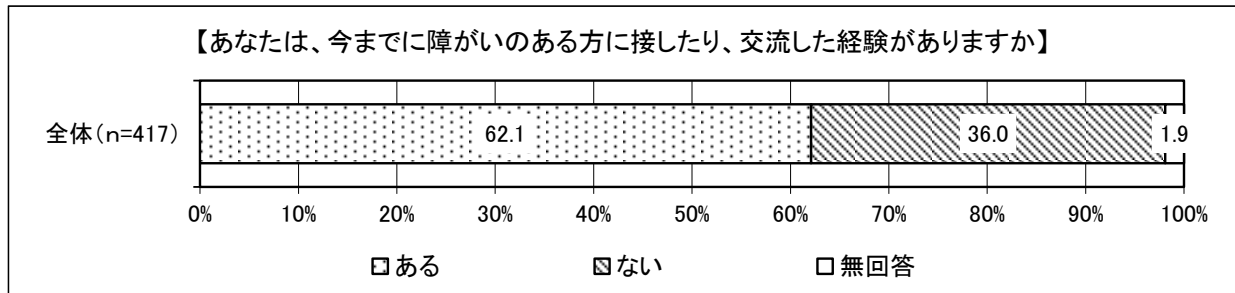
高萩市が障害者施策を充実させるため、どのようなことに特に力を入れていく必要があるかについては、「年金や手当の支給、医療費の軽減などの経済的支援」が37.0%と最も高く、以下、「障がいのある方のための入所施設の整備」(21.2%)、「交通の利便性の確保」(19.9%)となっています。



(2) 一般市民に対するアンケート調査

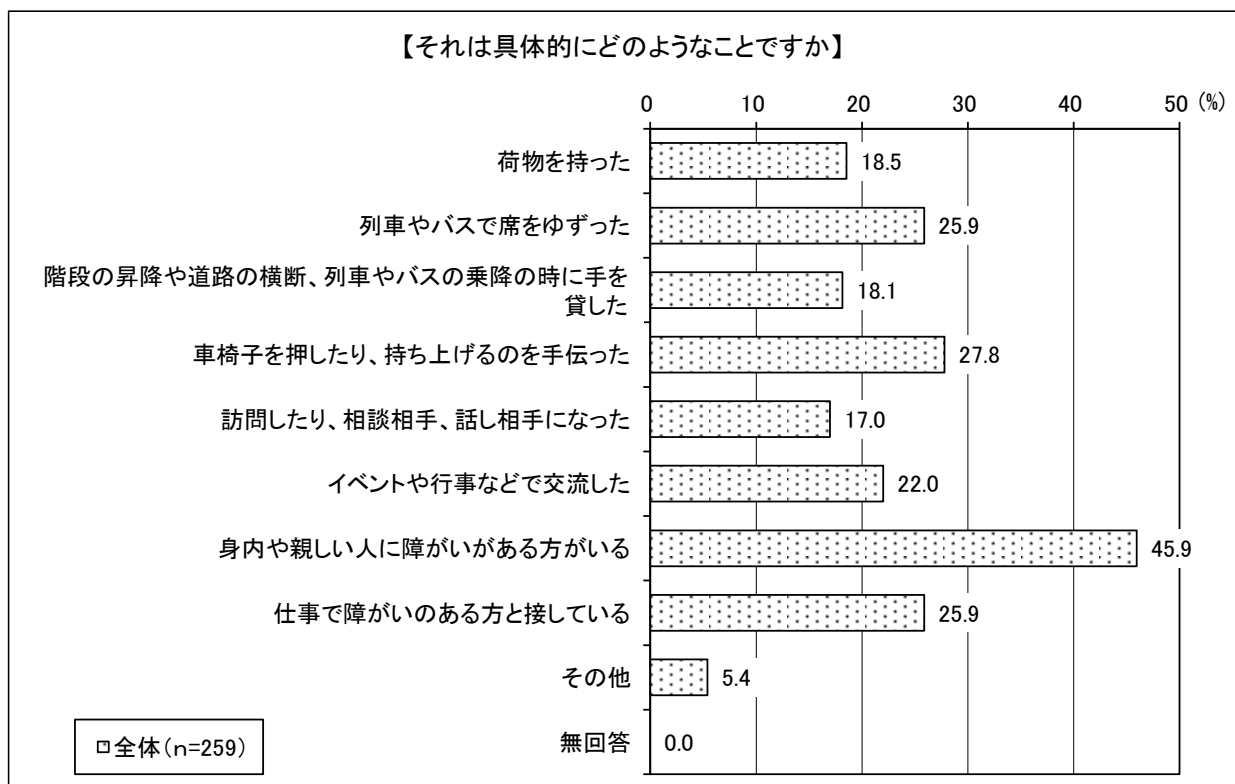
①障がいのある人への理解や関心について

今までに障がいのある人に接したり、交流した経験があるかについては、「ある」が62.1%、「ない」が36.0%となっています。

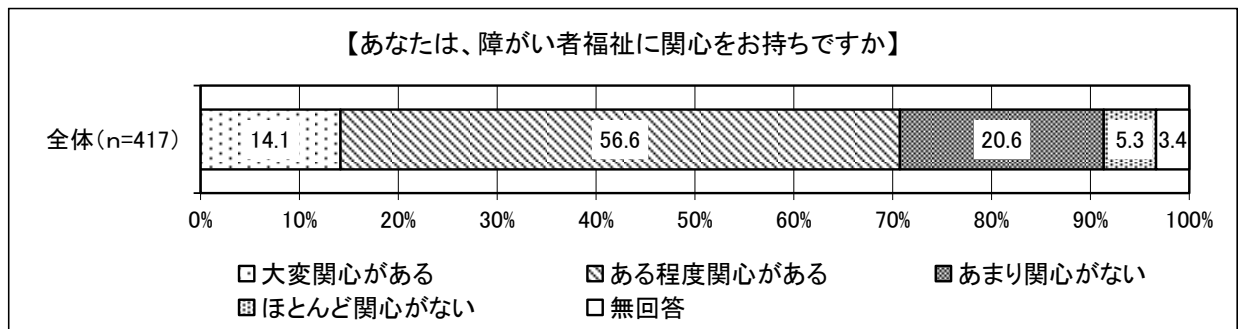


【障がいのある人に接したり、交流した経験が「ある」と回答した人】

具体的な交流等については、「身内や親しい人に障がいがある方がいる」が45.9%と最も高く、以下、「車椅子を押したり、持ち上げるのを手伝った」(27.8%)、「列車やバスで席をゆずった」及び「仕事で障がいのある方と接している」(ともに25.9%)、「イベントや行事などで交流した」(22.0%)と続きます。

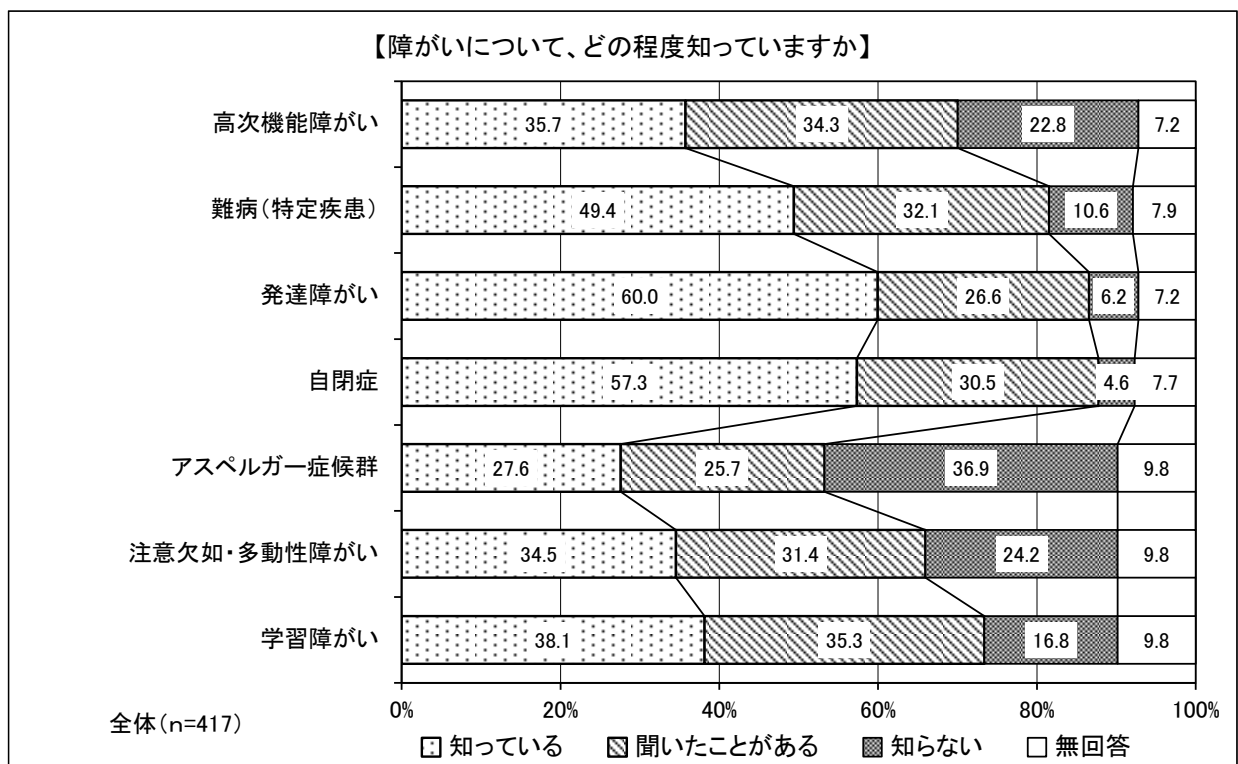


障害者福祉に関心を持っているかについては、「ある程度関心がある」(56.6%)と「大変関心がある」(14.1%)を合わせた“関心がある”が70.7%、「あまり関心がない」(20.6%)と「ほとんど関心がない」(5.3%)を合わせた“関心がない”は25.9%であり、“関心がある”と回答した方が多数を占めています。



以下の表に示した障がいについて「知っている」としたのは、「発達障がい」が60.0%と最も高く、以下、「自閉症」(57.3%)、「難病(特定疾患)」(49.4%)となっています。

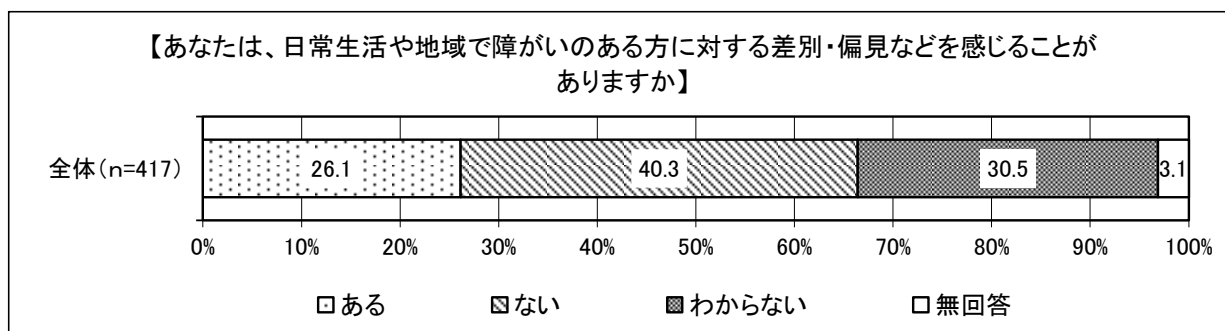
一方、「知らない」のは、「アスペルガー症候群」が36.9%と最も高く、以下、「注意欠如・多動性障がい」(24.2%)、「高次機能障がい」(22.8%)となっています。



用語の解説

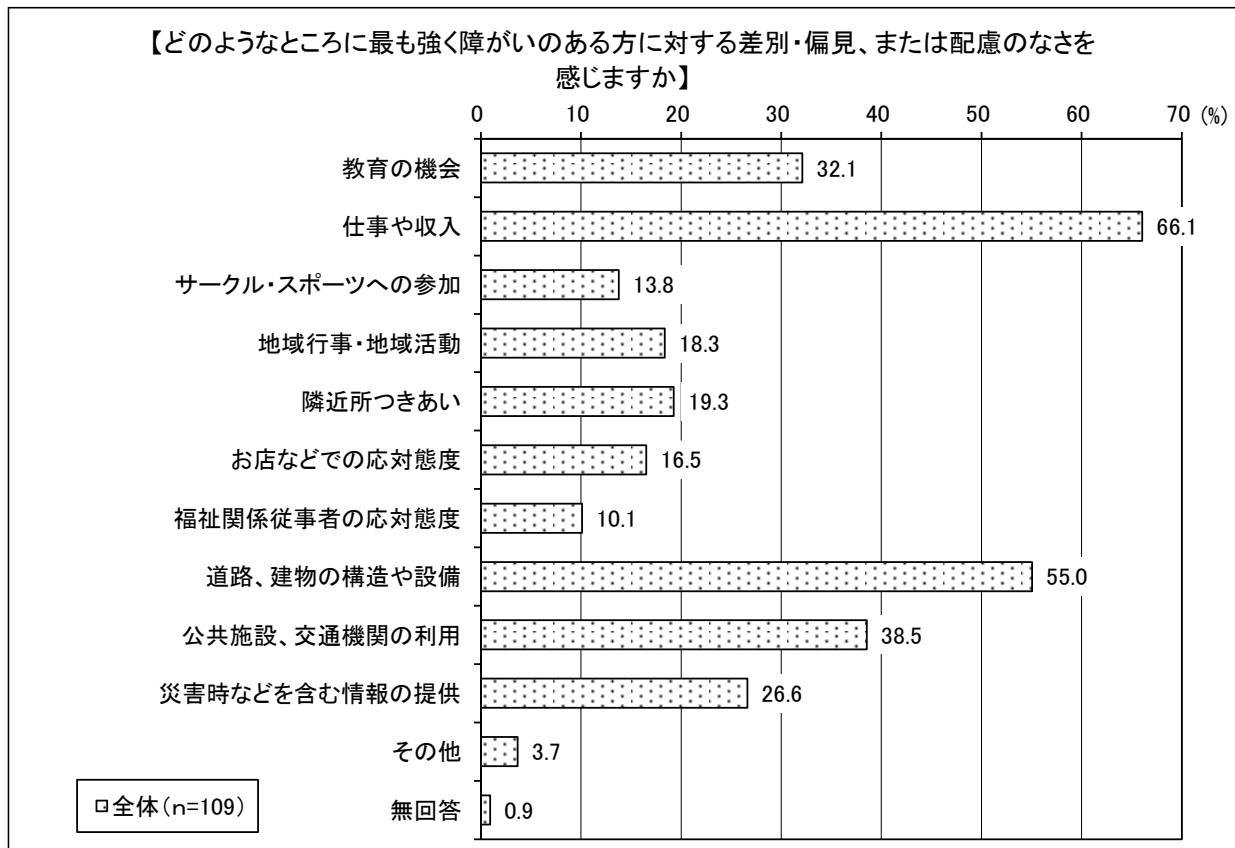
- ・高次機能障がい : 一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状がある。
- ・難病（特定疾患） : 筋萎縮性側索硬化症（ALS）やパーキンソン病などの治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。
- ・発達障がい : 対人コミュニケーション能力の低下や、問題解決能力、臨機応変さ、想像力や気を利かせる能力の低下などを認めるものの総称。
- ・自閉症 : 発達障がいの一つ。一つの物事に異常に執着し没頭する、同じ行動を何度も繰り返す、常同思考で考えが変えられないなどが特徴。常同思考とは、どんなことに対しても同じ考え方をするということ。
- ・アスペルガー症候群 : 発達障がいの一つ。基本的には自閉症と同様に常同思考があり、知能が正常もしくは高いことが特徴。相手の気持ちをくみ取ることが出来ず、言われた言葉を文字通りに受け取る。
- ・注意欠如・多動性障がい : 発達障がいの一つ。不注意、衝動性、多動性が特徴で、落ち着きがなくじっとしていることができない。金銭管理や片付けが苦手で、感情のコントロールができないためすぐに感情的になる、といった特徴がある。
- ・学習障がい : 発達障がいの一つ。「読む」「書く」「計算する」などの基本的な学習能力のうち、特定の能力に困難さを伴うのが特徴。

障がいのある人に対する差別・偏見などを感じるかどうかについては、「ない」が40.3%、「わからない」が30.5%、「ある」が26.1%、「わからない」が30.5%、「ある」が26.1%となっています。



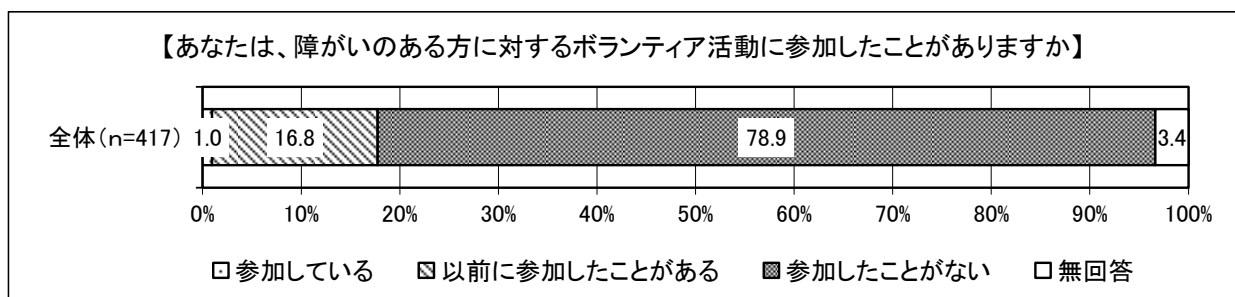
【差別や偏見などを感じるものが「ある」と回答した人】

差別・偏見、または配慮のなさを最も強く感じるのは、「仕事や収入」が66.1%と最も高く、以下、「道路、建物の構造や設備」(55.0%)、「公共施設、交通機関の利用」(38.5%)、「教育の機会」(32.1%)、「災害時などを含む情報の提供」(26.6%)となっています。



②ボランティアについて

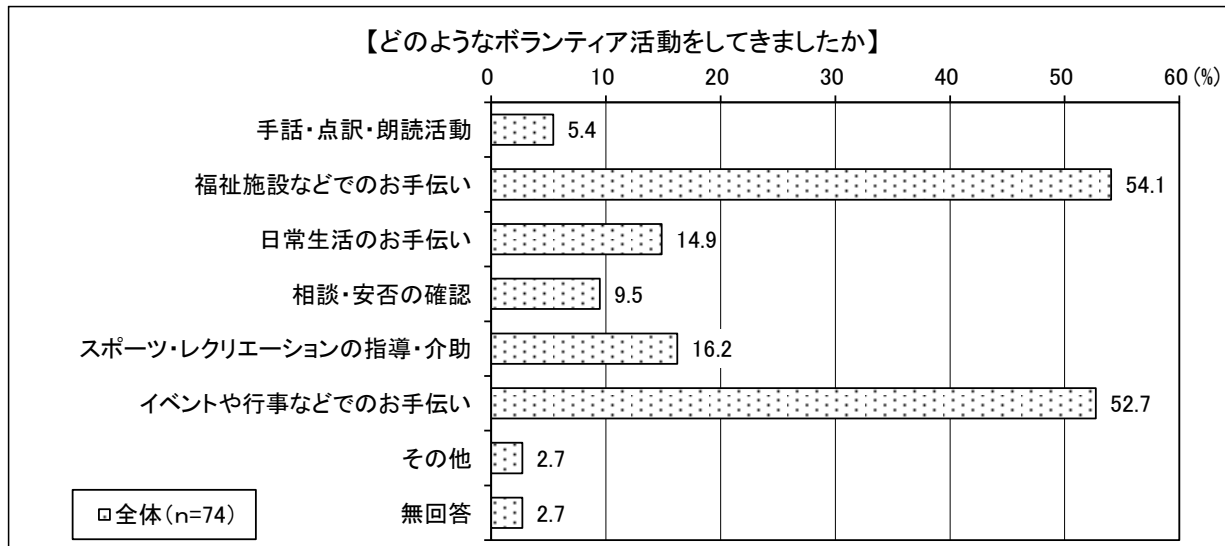
障がいのある人に対するボランティア活動に参加したことがあるかについては、「参加したことがない」が78.9%と多数を占め、「以前に参加したことがある」が16.8%、「参加している」が1.0%となっています。



計画策定の概要

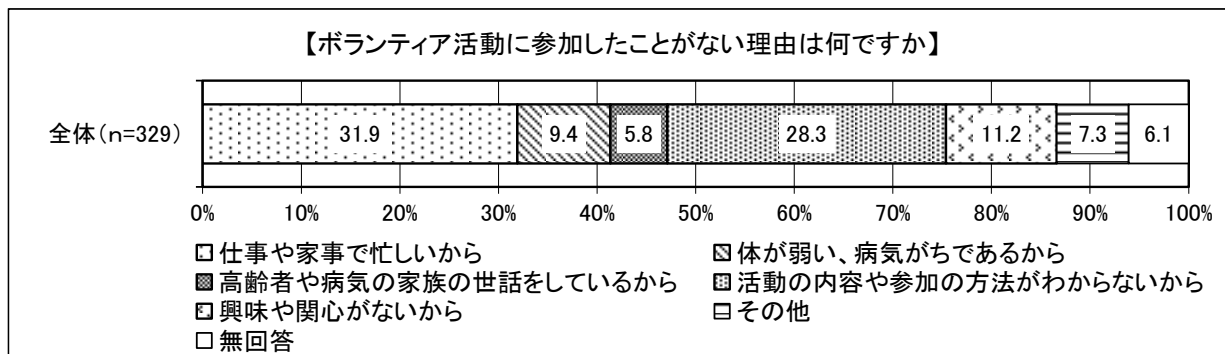
【ボランティア活動に「参加している」、「参加したことがある」と回答した人】

どのようなボランティア活動をしてきたかについては、「福祉施設などでのお手伝い」(54.1%)及び「イベントや行事などでのお手伝い」(52.7%)が突出しており、以下、「スポーツ・レクリエーションの指導・介助」(16.2%)、「日常生活のお手伝い」(14.9%)と続いています。



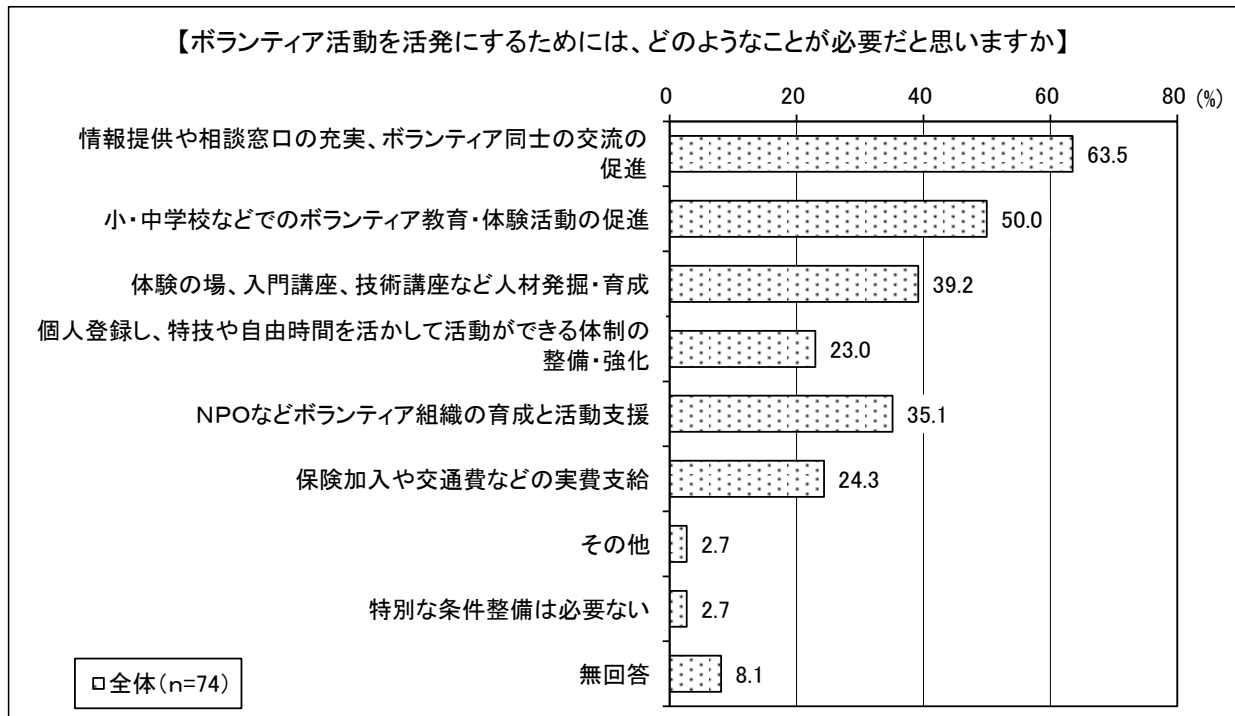
【ボランティア活動に「参加したことがない」と回答した人】

ボランティア活動に参加したことがない理由は、「仕事や家事で忙しいから」が31.9%と最も高く、以下、「活動の内容や参加の方法がわからないから」(28.3%)、「興味や関心がないから」(11.2%)となっています。

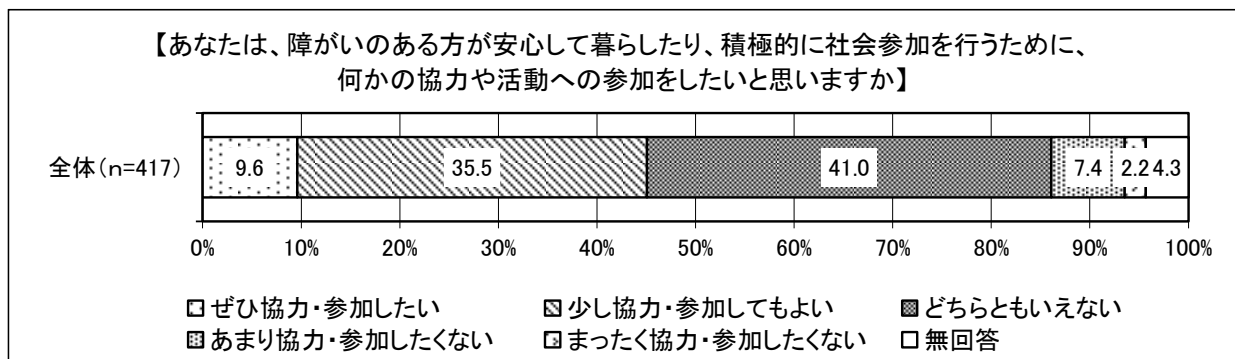


【ボランティア活動に「参加している」、「参加したことがある」と回答した人】

ボランティア活動を活発にするためには、どのようなことが必要だと思うかについては、「情報提供や相談窓口の充実、ボランティア同士の交流の促進」が63.5%と最も高く、以下、「小・中学校などでのボランティア教育・体験活動の促進」（50.0%）、「体験の場、入門講座、技術講座など人材発掘・育成」（39.2%）、「NPOなどボランティア組織の育成と活動支援」（35.1%）となっています。

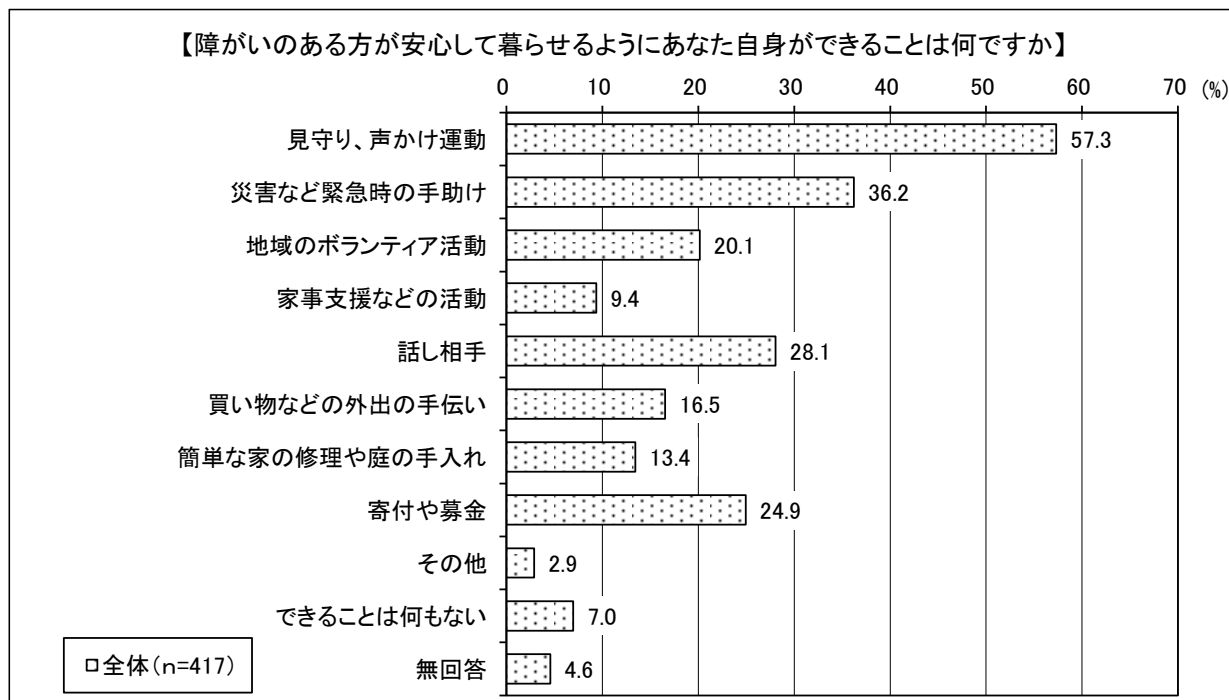


障がいのある人が安心して暮らしたり、積極的に社会参加を行うために、何かの協力や活動への参加をしたいかについては、「少し協力・参加してもよい」（35.5%）と「ぜひ協力・参加したい」（9.6%）を合わせた“参加したい”が45.1%、「あまり協力・参加したくない」（7.4%）と「まったく協力・参加したくない」（2.2%）を合わせた“参加したくない”は9.6%であり、“参加したい”と回答した方の比率が高くなっています。



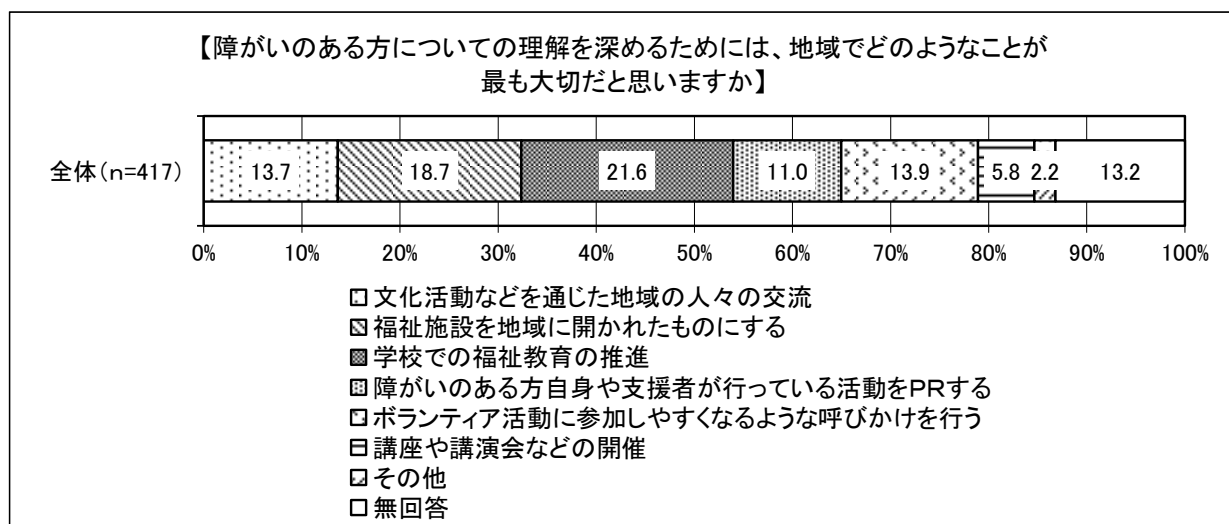
計画策定の概要

障がいのある人が安心して暮らせるようにあなた自身ができることについては、「見守り、声かけ運動」が57.3%と最も高く、以下、「災害など緊急時の手助け」（36.2%）、「話し相手」（28.1%）、「寄付や募金」（24.9%）、「地域のボランティア活動」（20.1%）と続きます。



③地域や高萩市の取組みについて

障がいのある人についての理解を深めるためには、地域でどのようなことが最も大切だと思うかは、「学校での福祉教育の推進」が21.6%と最も高く、以下、「福祉施設を地域に開かれたものにする」（18.7%）、「ボランティア活動に参加しやすくなるような呼びかけを行う」（13.9%）、「文化活動などを通じた地域の人々の交流」（13.7%）となっています。



今後、高萩市が障がい者施策を充実させるため、どのようなことに特に力を入れていく必要があるか、という問いに対して、「障がいのある方への理解を深める福祉教育や広報活動の充実」が35.5%と最も高く、以下、「総合的な相談、情報提供窓口の整備、充実」(22.1%)、「障がいのある方のための入所施設の整備」及び「利用しやすい建物、道路、交通手段、ガイドヘルプなどの外出支援の充実」(ともに20.9%)となっています。

